

平成 27 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 1 号

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）

議事日程 第 1 号

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 町長施政方針
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 26 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 8 議案第 1 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2 号 玉村町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 3 号 玉村町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 4 号 玉村町まちなか交流館条例の制定について
- 日程第 12 議案第 5 号 玉村町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 6 号 玉村町保育料徴収条例の制定について
- 日程第 14 議案第 7 号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 8 号 玉村町道の駅条例の制定について
- 日程第 16 議案第 9 号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 10 号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 11 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 12 号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 13 号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 玉村町保育所設置条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について（たまむら道の駅（仮称）建設工事）
- 日程第 4 2 議案第 3 5 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 3 議案第 3 6 号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議について
- 日程第 4 4 議案第 3 7 号 町道路線の廃止について
- 日程第 4 5 議案第 3 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 4 6 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

2番	渡邊俊彦君	3番	石内國雄君
4番	笠原則孝君	5番	齊藤嘉和君
6番	備前島久仁子君	7番	筑井あけみ君
8番	島田榮一君	9番	町田宗宏君
10番	三友美恵子君	11番	高橋茂樹君
12番	浅見武志君	13番	石川眞男君
14番	宇津木治宣君	15番	川端宏和君
16番	柳沢浩一君		

欠席議員（1人）

1番	原秀夫君
----	------

説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	税務課長	月田昌秀君
健康福祉課長	小林訓君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	山口隆之君	生活環境安全課長	齊藤治正君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋雅之君
上下水道課長	木暮秀博君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋保君	生涯学習課長	井野成美君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	庶務係兼議事調査係長	松田純一
主査	関根聡子		

○原 秀夫議員追悼

◇議長（柳沢浩一君） おはようございます。さて、冒頭ではありますけれども、議員各位に、あるいは執行各位にとりましても大変悲しくつらい報告を申し上げなければなりません。

原秀夫議員におかれましては、かねてより2月19日から伊勢崎佐波医師会病院のほうで病气療養中でありましたけれども、本日未明、逝去されました。まだまだこれから議員として大きく羽ばたき、成長していただける方だと思っていただけに、なおのことまことに残念でなりません。

ただ、この上は、今議会開会をされたところでもありますから、この議会を町の発展の礎となるような発展的な議論と建設的な議論をする中で、この議会をしっかりとお互いに町のためになるような議会として閉会をできるまでやり尽くすことが、原議員のせめてもの思いではないかと思います。改めて報告を申し上げるところであります。

ここで、原議員に対して、冥福を心からお祈りをいたしまして、黙祷をささげたいと思います。ご起立をお願いいたします。それでは、原議員に我々の誠をささげ、黙祷をいたします。

黙祷。

〔黙 祷〕

◇議長（柳沢浩一君） お直りください。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 改めておはようございます。平成27年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成27年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、年度末を控え公私ともにご多用のところご参集をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会は平成26年度の補正予算を初め平成27年度の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の重要な議案を審議する議会であります。開会後には、町長から平成27年度の町政運営に当たり、重要施策や予算について施政方針が表明され、あわせてその施政方針を実現するための諸施策の実施に必要となる議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いしております。

また、今定例会には、10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待をしております。会期長き今定例会になりますが、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、体調には十分に留意をされ、今定例会に臨まれますようお願いを申し上げて、開会に当たっての挨拶といたします。

なお、本来ですと、この後永年勤続の表彰を受けられた議員各位、あるいはまた広報に対する表彰を受けましてこの伝達式を行う予定でありましたけれども、諸般のこうした事情によりまして、これ

は取りやめとし、最終日に行いたいと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◇

○開会・開議

午前9時8分開会・開議

◇議長（柳沢浩一君） それでは、早速開会したいと思います。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第1 諸般の報告

◇議長（柳沢浩一君） 続きまして、日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（柳沢浩一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、8番島田榮一議員、9番町田宗宏議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第3 会期の決定

◇議長（柳沢浩一君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月24日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三友美恵子君登壇〕

◇議会運営委員長（三友美恵子君） まず初めに、原議員のご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。平成27年玉村町議会第1回定例会、議会運営委員長報告を申し上げます。平成27年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月24日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月18日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、承認1件、議案38件、意見1件の40議案を予定してい

ます。概要につきましては、まず日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、請願2件の付託を行います。次に、町長から平成27年度の施政方針が示されます。その後、承認第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第1号から議案第3号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第4号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。続いて、議案第5号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第6号から議案第8号までの3議案についてそれぞれ提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第9号から議案第12号までの4議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第13号から議案第15号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第16号から議案第19号までの4議案についてそれぞれの提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第20号から議案第25号までの平成26年度補正予算関係6議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第26号から議案第33号までの平成27年度予算関係の8議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。次に、議案第34号から議案第38号までの5議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、意見第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程3日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程4日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程5日目、6日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程7日目は、予算特別委員会が開催され、総務常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程8日目も引き続き予算特別委員会が開催され、経済建設常任委員会及び文教福祉常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程9日目は、休会とします。

日程10日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5名です。

日程11日目は、中学校卒業式のため、日程第12日目、13日目は土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程14日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5名です。

日程15日目は、事務整理のため休会とします。

日程16日目は最終日とし、午後1時30分から議会運営委員会が開催され、午後2時から議会全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託されました議案4号及び議案第6号から議案第8号までの4議案について、それぞれ委員長の審査報告があり、質疑、

討論、表決を行います。次に、予算特別委員会に付託された議案第26号から議案第33号までの8議案について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された請願2件について、それぞれ委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成27年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から3月18日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月18日までの16日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） おはようございます。2月10日に中毛町村会の懇親会があって、その帰り、私は原秀夫さんと家まで歩きながらいろんなことを話して、その声はまだ私の耳の中へ残っているのですね。そういう意味もあって、きのうは病院に見舞いに行こうと思っていたのですが、別の用ができて行けなかった。きょうは会えるだろうと思ったら、こういう訃報を聞きまして、本当にびっくりして、悲しんでおります。ぜひ安らかに眠っていただきたいと思います。悲しみを乗り越えまして、所管事務報告をさせていただきます。

総務常任委員会が2月9日、埼玉県鶴ヶ島市にふるさと納税についての研修ということで、視察研修ということで行ってまいりました。総務委員、それから石関清貴議会事務局長、そして松田純一係長が同行していただきました。それで、対応者は鶴ヶ島市議会事務局課長の渡辺章さん、それから市民生活部地域活動推進課主査、生亀芳宏さん、それから市民生活部産業振興課主査の原野隆弘さんです。

調査経過といたしましては、税金は自分の住むまちに納めるものとばかり考えていた状況が大分変わってきている様子なので、ふるさと納税で先頭を走っている自治体の一つである埼玉県鶴ヶ島市を視察研修先に選び、訪問いたしました。鶴ヶ島市では、平成26年10月1日に、鶴ヶ島市に寄附を

した市外の方に対して記念品を贈呈する事業を創設しました。10月1日から受け付けを開始しまして、記念品数は1万円の寄附に対する記念品として22品、3万円の寄附に対する記念品として8品、それからそれに対する参加企業は14社です。

ここに書いてあることを全部読むことはしませんけれども、この事業の目的、そして事業の狙いをちょっと述べさせていただきたいと思います。鶴ヶ島にとってのふるさと納税は、寄附者への記念品を通じて地元企業等を活性化することができるということ。そして、寄附金、これをみずから獲得することができる。法により納税される受け身の税金ではなく、みずからの創意工夫により本来他の自治体に納税される税金を獲得することができる。こういう特徴があります。

企業にとってのふるさと納税、自治体が作成するホームページや鶴ヶ島市からの転出者へのチラシ配布などにより、全国的に企業及びその商品をPRすることができます。自治体が営業活動してくれるということです。ふるさと納税の受け付け事務は、そのまま記念品販売の窓口となり、記念品という位置づけで自治体が直接商品を購入してくれます。自治体が商品を販売するということです。自治体がふるさと納税専門の総合サイトへ登録。ホームページへクレジット決済機能を搭載することにより、あたかも楽天市場のようにインターネットを通じた全国的な販売代行をしてくれるという特徴があります。

寄附者にとってのふるさと納税、これは特定の自治体へ納税を振りかえることにより、生まれ育った故郷、ふるさと等を応援することができます。自治体に寄附することで、寄附額のほぼ全額が税額控除される制度であるので、つまり寄附金から約2,000円引いた金額がほぼ、上限はありますけれども、控除されるということです。このように、ふるさと納税は寄附者、地方自治体、地元企業をつなぎ、それぞれにメリットがある制度と一面的には言うことができます。

そして、事業の実績として、平成26年12月31日現在です。3カ月の間に6,899件の申し出があり、金額にして1億182万7,003円の寄附があったと。非常に大きな効果を生み出しております。

考察として、鶴ヶ島市の納税は、昨年9月に地元企業などの商品を活用した特典制度を始め、12月末時点で当初目標の10倍を超える1億円の寄附を集めました。記念品の多さや寄附の使い道の選択肢の多さ、報道などによるPR効果も大きく役立っていると言えます。その意義と努力には敬意を表したいと思います。玉村町も町内生産物等の宣伝も踏まえて対応する必要はあるだろうが、本来他の自治体に納税されるべき税金を寄附という形で獲得するふるさと納税、記念品目当ての過剰な税金獲得競争の弊害を見据えた対応を玉村町には求めたいと思います。

ふるさと納税は、住所地の自治体に納める住民税等の一部を、住民が希望すればふるさととされる他の地方自治体に振り向けることができる制度です。このことは、受益と負担に着目した地方税の原則に照らすと、問題なしとは言えません。住民税の全額を住所地に納めている納税者にとり、ふるさと納税を選択した他人の意思により当地の自治体税収が減ることは、行政サービスの低下につながり

かねず、不利益をこうむることになりかねません。住所地の自治体の税金で賄う居住環境を得ながら、当の本人は他の自治体に寄附し、住所地の税金控除を得てしまうとしたり、まして記念品目当ての寄附ということになると、本来のふるさと納税の意図とかけ離れていくおそれがあります。その意味で、寄附者に対し無料で広報紙を送る程度の対応にとどめている下仁田町、神流町、南牧村の冷静な姿勢も指摘しておきたいと思います。

望むべくは、居住自治体への納税をした上でのふるさと寄附という、つまり税制控除を適用しないふるさと寄附、そのようなことを納税者がそういった意識を持つような納税者がふえるようにすることが、意識づけることが、これからは肝要なことではないかと思えます。

以上で委員会の調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。
備前島久仁子経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇経済建設常任委員長（備前島久仁子君） おはようございます。けさ、原議員の訃報を聞きまして、大変びっくりするとともに、大変悲しみでいっぱいでございます。10年前に同期でありました阿佐美議員も、わずか議員になって数カ月で亡くなりましたけれども、そのときのことを思い出すとともに、心より哀悼の意を申し上げたいと思います。

それでは、経済建設常任委員会所管事務調査が終わっておりますので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、27年2月6日。大変風の強い寒い日でありましたが、県央第二水道事務所において県央第二水道用水供給事業について視察をまいりました。出席委員は、経済建設常任委員会の5人の委員と議長、それから随行者は議会事務局であります。対応者は、県央第二水道事務所長の篠原氏、浄水係長の福田氏、管理係より五十嵐氏、林氏であります。

まず、県央第二水道用水供給事業の目的であります。県央地域は昔から地下水が非常に豊富な地域で、それを生活水や産業水に利用してきましたが、地下水の大量の利用は地下水位の低下や地盤沈下につながり、水質にも影響を与えていきます。そのために、地下水の適正な利用と水道水の安定の供給を行うため、河川の表流水に水源を求めた広域水道用水供給事業が必要となってまいりました。県央第二水道用水供給事業は、このような理由から利根川の表流水を利用して、前橋市、伊勢崎市を中心とする利根川左岸の5市町に平成10年から水道水を供給しております。

供給の方法といたしましては、ここは渋川市の北橋町の群馬用水路から取水して、約500メートル離れた浄水場へ導入し、原水の調整池や薬品でろ過をしまして、そして浮遊物質など濁質を除去した後、殺菌消毒を行って、浄水池に貯水して、高い地域の前橋市や渋川市、桐生市へは送水のポンプで送って、低いところにあります前橋市、伊勢崎市、玉村町には自然の流下で供給しております。事業の概要などはお手元の表をごらんになってください。

考察。渋川市北橋町にある県央第二水道事務所は、最高で1日に14万6,000立方メートルの水道の用水を供給できる県内で2番目に大きな施設であります。最近では、節水型の洗濯機の普及やペットボトルで水を購入する人がふえたことによって水道水の需要が減り、浄水場の稼働は当初の事業の3分の2にまで縮小してきているとのことであります。玉村町は、ここの全供給量のうちの4%を、1立方メートル107円で購入しております。これは、町の飲料水の17%に相当する水の量であり、これを地下水とブレンドして各家庭へ供給していることとなります。

県央第二水道は、群馬用水赤城幹線から取水して、8時間をかけて水処理をした後、11時間寝かせて、30時間かけて町へ送水しております。処理の仕方は、玉村町にあります下水処理場とほぼ同じ工程で水をきれいに行っているのがわかります。自然界にあるごみのほかにも、果実に使う農薬、冬の間道路の凍結を防ぐための塩化カルシウムが水に時折まざるということでしたが、24時間監視体制で安全な水の供給に努めていることが確認できました。

以上で委員会の調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

[文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇]

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） おはようございます。冒頭に当文教福祉委員会所属の原秀夫議員の訃報にけさ接しました。きょう報告する所管事務調査、2月12日に行われた所管事務調査のときにも元気に発言をなさっていましたので、19日に病院に行くよという話を聞いていましたけれども、これほど重大な病気があるとは夢にも思っていませんでした。当委員会の活動の中でも積極的に発言をされ、将来を期待しているというふうに思っていましたので、本当に残念でなりません。ご家族の皆さんにお悔やみを申し上げるとともに、ご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、文教福祉常任委員会の調査報告を行います。日時、平成27年2月12日木曜日午前9時から11時半まで、当町の全員協議会室で行いました。調査項目は、玉村町の療育特別支援教育の現状と課題について、学校教育課の小板橋課長、高橋係長から説明を受けました。

まず、玉村町の療育特別支援教育の現状と課題ですが、まず療育とは、障害を持つ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育であります。特別支援教育とは、障害のある児童生徒に対し、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服できるよう、必要な支援を行う行為であります。そして、障害とは一体何だ。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱及び身体虚弱者、言語障害、これは非常に認知されやすい、見ればわかるという障害であります。次に、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、これは見ただけではわからない。集団生活の中で専門家が少しずつ発見をしていくというふうになっているそうであります。

発達障害とはどういうものがあるかということですが、1、自閉症スペクトラム、コミュニケーションができない。対人関係、社会性が育たない。パターン化した行動、こだわりが強い。言葉の発達のおくれがある場合、ない場合もある。興味、関心の偏りがあると。2として、注意欠陥多動性障害、ADHDとっているそうですけれども、集中できない、多動、多弁、衝動的に行動する、考えるより先に動くということで。3番目として学習障害、読む、書く、計算する等の能力が全体の知的発達に比べ極端に苦手という症状であります。

これは、専門家に言わせると、脳機能の障害、これは育て方の問題でなく、本人の資質によるものということ。発達障害がある、何も対策をしない、困難にぶつかる、周囲のサポートがない、自分はだめだと思い始める、新たな障害が生じる。2次障害ですね。結果として、不登校、引きこもり、不安障害、対人恐怖症、暴力的になる、非行に走る、攻撃的になる、依存症、薬物乱用、さまざまな問題にぶつかっていく。玉村町としては、なるべく早く見つける早期発見、そしてなるべく早く対応する早期支援、これに力を入れているようであります。

早期発見のためには、玉村町にはにじいろファイルという、この写真のとおりのものでありますが、保護者の要望によって、気がついたときに保護者に持ってもらうという取り組みをやっているそうです。配布先は保健センター、これは健診のときに渡します。就学指導、小学校に入るときに、異常があればこういうものはどうでしょうかと。それから、小中学校などの発達相談、保健センター通級教室、巡回相談、発達相談、通級教室、幼稚園、保育所、小学校などでこの取り組みを進めています。

そして、早期支援のためには、以下のような1歳3カ月相談、1歳6カ月、2歳、3歳で行動観察、相談を通じて保護者に紹介をします。以下のような相談活動を行っています。

課題として、会場の人数の制限、限界、さまざまな特性を持った子供たちへの対応ができない。作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士等の専門性を持ったスタッフが必要だ。また、紹介をしているが、親が放置して参加しない親子へのフォローも大切になると。

玉村町の通級教室についてはここに書かれているとおりであります。ごらんいただきたいと思えます。また、玉村町の発達相談人数やすすく教室参加数などの人数については、ごらのグラフのとおりです。ごらんいただきたいと思えます。

そして、玉村町の取り組みによる成果、関係機関の連携による早期発見のシステムが機能してきている。障害の理解、特に発達障害の理解が徐々に進んでいる。そして、見えてきた課題、早期発見をした子供の受け皿がない。早期支援が十分できていない。現状ではすすく教室、通級教室のみ。人数の増加、スタッフ、場所などが限界に来ている。そして、ライフステージに応じた一貫した支援体制が十分でない。乳幼児、就学前、小学校、中学校、高等学校、成人、一貫した支援が必要になってきているということでもあります。また、他市町村の取り組みの現状についても説明を受けました。前橋市、高崎市の説明については、ごらのとおりであります。

最後に、結びとして、子供を育てるなら玉村町を推進するために。保護者や先生が困っている。で

も、一番困っているのは本人である。認知レベル（障害を増大させる可能性のある条件）の低い子は、定型の子に比べ、社会でかかるお金の差は3倍。だから、支援が必要だ。社会の一員として十分やっ
ていける対応が今こそ求められているということだと思います。

考察として、学校教育課から説明を受けたとおり、早期発見、早期対応、早期支援が重要になって
くる。障害をなくするのが目的ではなく、早期発見をし、その上で適切な対応をしていくことが大切。
障害を持った子供も社会の一員として暮らせるよう支援し、それを社会全体の仕組みの中に取り組み
ていくことが必要。玉村町においても、相当数の子供がにじいろファイルの支援を受けている現状が
あり、課題として対応するスタッフや施設が限界に来ているということであった。当委員会としては、
伊勢崎市、高崎市などで取り組んでいる子ども発達支援センター等を視野に入れた研究を進め、町に
も当委員会としても働きかけていきたいと考えています。

以上で文教福祉常任委員会の所管事務調査報告を終わりにいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。



○日程第5 請願の付託

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第5、請願の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常
任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成27年3月3日

玉村町議会第1回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
6	26.12.19	J Aグループの自己改革の実 現に向けた請願	紹介議員	齊 藤 嘉 和	経 済 建 設 常 任 委 員 会
			伊勢崎市連取町3096番地1 佐波伊勢崎農業協同組合 代表理事組合長 児島 秀行		

1	27. 2. 17	J Aしばね支店敷地取得に関する請願	紹介議員	高橋茂樹	総務 常任委員会
			下之宮区長 川井区長 小泉区長 下茂木区長 五料区長 飯倉区長 上茂木区長 箱石区長 後箇区長	月田 幸人 齋藤 俊一 松本 吉雄 新井 宏美 野村 武夫 中島 一夫 若山 匡 猪野 洋 谷畑 幸廣	



◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。

午前9時40分休憩

午前9時44分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。



○日程第6 町長施政方針

◇議長（柳沢浩一君） 日程第6、町長施政方針について町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 皆さん、おはようございます。27年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、原秀夫議員のご冥福をお祈りいたします。

平成27年度玉村町第1回定例会の開会に当たり、平成27年度の町政運営に対する方針及び予算の概要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

初めに、私が町長として就任をさせていただいてから、早くも11年がたち、3期目の最終年を迎えようとしております。改めて、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力に心から感謝を申し上げます。

この間、人口減少、少子高齢化の急速な進行とともに、高齢者を狙った特殊詐欺やDV、児童虐待、貧困、格差拡大など、私が初めて就任したころからは想定できなかったさまざまな社会問題が発生をしております。行政に求められる課題はますます複雑かつ多様化しております。

こうした中、町民の皆様とともに策定し、平成23年度からスタートした第5次総合計画は前期基本計画の最終年を迎えようとしております。私は、この計画の目標を達成するとともに目指す将来像

「県央の未来を紡ぐ玉村町」を実現いたします。そして平成27年度は、県央地域において躍進する玉村町を実現するとともに全国へ情報発信をし、玉村町で生まれ育った若者が進学等で親元を離れても、再びこのふるさと玉村町で暮らしたいと思えるような元気で魅力あふれるまちを築いていく所存でございます。

さて、我が国はこととして戦後70年を迎えます。この間、先進国の中で唯一戦争をしなかったのは日本だけであります。世界で唯一の被爆国である日本が、今日の平和と繁栄を享受できているのは、戦争をしないことを憲法で定めたことが最大の要因であると改めて認識をしているところでございます。今後は戦争を知らない世代に、日本がたどった戦争の歴史と、極めて悲惨な戦争の体験を正しく伝えていくことが最も重要なことではないかと思っております。

さて、昨年を振り返りますと、世界では、いまだに各地で戦争やテロ行為が繰り返されており、中東では、過激派組織イスラム国により日本人が巻き込まれ殺害されるという悲惨な事件も発生いたしました。国際社会はイスラム国の資金源根絶や外国人戦闘員の流入阻止に向けた対策を進めております。また、ロシアではクリミア併合により欧米との対立が深刻化し、香港では行政長官選挙に対して大規模な民主化デモが発生をいたしました。一刻も早く平和的に解決し、平穏を取り戻すことができるよう願うところであります。一方、米国では1961年から断交状態にあったキューバと国交正常化交渉を開始し、対立の歴史に新たなページが書き加えられました。

また、多くの人命が失われた事件も発生いたしました。韓国では旅客船セウォル号が沈没し、修学旅行中の高校生を含む295人が死亡、9人が行方不明となり、ウクライナ東部ではマレーシア航空機が撃墜され乗員乗客298人が死亡いたしました。さらに西アフリカではエボラ出血熱が初めて大流行し、感染者は8か国で2万人、死者は7,500人を突破いたしました。悲惨なニュースが続きましたが、パキスタンでは、女性の教育権を求め、イスラム武装勢力の銃撃を受けながらも女性差別を訴えたマララ・ユスフザイさんがノーベル平和賞を史上最年少、17歳でございます。最年少で受賞するという明るいニュースももたらされました。

国内に目を向けますと、日本列島では、多くの方が犠牲となる災害が相次ぎました。広島では8月、局地的豪雨の影響で土石流が発生し住宅をのみ込み74人が死亡いたしました。9月には長野県と岐阜県にまたがる御嶽山が噴火し、噴石の直撃などで57人が亡くなり今も6人が行方不明のままで、捜索再開は春以降になる見通しとなっております。

こうした中、青色発光ダイオード、これはLEDでございます、を開発した名城大学の赤崎勇終身教授と名古屋大学の天野浩教授、米カリフォルニア大学サンタバーバラ校の中村修二教授がノーベル物理学賞を受賞いたしました。極めて困難だった青色LED実用化の道を開き、低消費電力と長寿命のLED照明を普及させた功績は、日本人にとってすばらしい、誇らしいものでございました。

また、県内においては、国際・教育・科学・文化機構、これはユネスコでございます、の世界遺産委員会が富岡製糸場と絹産業遺産群を世界文化遺産に登録することを決定し、12月には富岡製糸場

の操糸場などの3施設が群馬県では初の国宝に指定をされました。

一方、国政においては、平成9年以来17年ぶりに消費税率を改正し5%から8%へと引き上げましたが、駆け込み需要の反動減の回復がおくれ個人消費は戻らず、平成27年10月に予定されていた税率10%への引き上げを1年半延期することを決定しました。

こうした中、消費税率10%の延期の是非を問うため、師走に行われた第47回衆議院総選挙において自民、公明両党が圧勝し、第3次安倍内閣がスタートいたしました。政府は早速、日本の人口の現状と将来の姿を示すとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめ、世界に類を見ないスピードで進行している人口減少・超高齢化社会を克服するため、地方創生とあわせて、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを国と地方が一体となって取り組むため、現在、全ての地方公共団体に対し今後5カ年の具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定を要請しているところでございます。

本町としても、こうした国の政策や流れに注視しつつ、ふるさと玉村町の発展のため、本町の地域特性や可能性をしっかりと生かした地方創生に迅速かつ柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

我が国の経済動向は、消費マインドの弱さや海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクがあるものの、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待をされております。

国の平成27年度政府予算案は、1兆円の創生枠を地方創生の目玉としており、安倍首相は、「経済再生と財政健全化を同時に達成し、全国津々浦々に景気回復を届けたい」としております。

予算規模を示す一般会計総額は、前年度当初と比較して0.5%増の9兆6千342億円で過去最大規模となり、社会保障関係費は高齢化により3.3%増の3兆1千529億円で過去最大を更新する中、税収は企業業績の改善や消費税率8%への増収効果の平年化などにより、4兆5千200億円増の5兆4千525億円で、24年ぶりの高水準となる一方で、新規国債の発行額は4兆3千870億円減の3兆6千863億円で、財政健全化目標は達成できる見通しとなっております。

群馬県の予算案については、大澤知事は「大きく羽ばたける元気飛躍予算」として、その規模は、前年度当初と比較して5%増と大澤県政となって以来、初めて7,000億円の大台に乗る7,195億6,600万円となり、3年連続の増額予算となっております。県税収入は自動車関連産業の好調を追い風に11%増の2,360億円程度となる見通しとなり、歳出については、子育てや介護などの社会保障費が4.8%増の896億円、東毛広域幹線道路の全線4車線化を初めとする7つの交通軸を強化する道路整備などの公共事業費は、2.6%増の859億円となっております。

続きまして、本町の予算案ですが、一般会計の総額は、1兆1千7億2,000万円となり、前年度当初と比較して5.2%の増加となっております。内容につきましては、後ほど詳しく申し上げます。

なお、本町の財政状況は、平成25年度決算において経常収支比率は、県内市町村平均88.9%に対し93.7%、これは35市町村の中で順位とすると29位でございます。と高率を示しており財政の硬直化が進んでおりますが、実質公債費比率は県内市町村平均8%に対し4.2%、これは県内35市町村中第3位でございます。財政力指数は県内市町村平均0.58に対し0.75、これは県内35市町村中12位となっており、県内自治体の中では公債費負担が少なく財政力の豊かな町となっております。

続いて本町の人口構成ですが、昨年10月1日を基準日として行われました群馬県年齢別人口統計調査によりますと、本町の総人口に占める生産年齢人口の割合は、この生産年齢人口というのは15歳から64歳まででございます。県内トップで66.7%、老年人口の割合、これは65歳以上の人口でございます。老年人口の割合は県内下から2番目の20.4%となっております。また、年少人口の割合は、この年少人口というのは子供の人口でございます。15歳未満の人口でございます。県内で11番目の12.9%。

このように本町においても少子高齢化は確実に進行しつつあるものの、今のところ県内市町村の中では比較的恵まれた人口構成となっており、ここに来てわずかながら人口が増加傾向にあります。

しかし、社会保障関係費の自然増を初め、老朽化した施設の改築や大規模な改修など多くの財源を必要とする課題が今なお山積し、今後も厳しい財政運営を強いられることとなります。

このような状況であります。昨年、高崎玉村スマートインターチェンジと東毛広域幹線道路が開通するなど、本町の交通の利便性が飛躍的に向上しており、物流面での効果による企業誘致や産業振興が図られ、雇用環境の改善と子育てしやすく暮らしやすい環境整備などにより、若い勤労者層の転入が期待されるところであります。

それでは、平成27年度の町政運営の概要についてご説明いたします。

4年前に多くの町民の皆様のご意見をいただきながら策定した第5次総合計画は、10年後の将来像の実現に向け、地域経営の基本方針を「若い世代の転入促進」「生涯を通じた健康づくり」「固定費の圧縮」と定めるとともに、6分野の基本目標と施策を定めました。また、施策ごとにめざす姿を設定いたしました。

私は、この将来像の着実な実現に向け、地域経営の基本方針を踏まえつつ、町民の皆様の思いに応えるため、限られた財源を最大限有効に活用し、施策を実現してまいります。以下、基本目標と施策に沿ってご説明いたします。

第1に健康・福祉分野の「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉の充実ですが、今後も引き続き民生児童委員や社会福祉協議会を初めとする関係機関や地域との連携を密にし、地域福祉の充実を図ってまいります。

また、旧桐生信用金庫玉村支店をまちなか交流館として整備し、放課後児童クラブやふれあいの居

場所として活用するとともに、社会福祉協議会の一時的な移転先として活用してまいります。

次に、子育て支援体制の充実です。本町においては、核家族化や共働き世帯の増加により保育需要は依然として高い状況が続いていることから、これまで延長保育や一時預かり、放課後児童クラブなどに取り組んでまいりましたが、この4月から子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度へ移行するため、今後もより一層の子育て支援体制の充実に努め、育児と仕事の両立を積極的に支援をしてまいります。

また、新たに保育所、児童館において保護者への緊急連絡等をメールで迅速に配信できるよう、4月からメール配信サービスを開始いたします。

さらに、子育て中でも安心して外出できる環境づくりを推進するため、誰でも自由におむつがえや授乳が行えるスペース赤ちゃんの駅を社会体育館内に設置するとともに、民間事業者の設置についても推進をしてまいります。

なお、懸案でありました第4保育所の改築工事については、この3月には、木の温かみと質感をそのまま生かした木の香りあふれる園舎が完成をし、4月からは新たな園舎で保育を開始する予定となっております。

次に、児童虐待防止対策事業ですが、少子化が叫ばれる今日、未来輝く子供たちが自主性や人を思いやる心を養い、一人の人間として社会生活が送れるようにすることは私たち大人の責務であります。昨年、町内において児童虐待による残念な事件が発生をしてしまいました。二度とこのような事件を起こさぬよう、家庭の育児力向上と児童虐待の予防、早期発見を目的とした講座の開設やPR活動など、関係機関や地域社会と密接に連携して、子供が健やかに成長できる支援体制づくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の充実です。戦後生まれの団塊の世代が高齢期を迎え、かつてない超高齢化社会が到来しようとしております。さらに、高齢者数の増加とともに核家族化が進行しており、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。このような中、国においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年、これは2025年でございます。37年を見据え、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

町としても、疾病を抱えても住みなれた生活の場で療養をし、自分らしい生活を続けるために、地域における医療、介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供を行うことが必要と考えていることから、多職種協働により在宅医療、介護を一体的に提供できる体制を構築するための取り組みを、県や医師会等の関係機関と連携して推進をしてまいります。

また、元気な高齢者が地域の中で生き生きと自分らしく暮らすためには、生きがいの創出や介護予防の推進とともに見守り体制の充実に努めることが重要でございます。そのため、地域活動等への参加のきっかけづくりとなる講演会や、身近な地域での筋力向上トレーニングの実施のほか、ふれあいの

居場所づくりを進め、健康寿命の延伸を図ってまいります。

さらに、高齢者が地域の中で心身ともに健康で、仲間とともに生きがいを持って活動できるようにさまざまな学習機会の提供を図るとともに、シルバー人材センターや長寿会連合会等への支援を継続し、就労の機会提供や趣味のサークル、ボランティア活動を通じた明るく活力に満ちた高齢社会づくりを進めてまいります。

次に、障害者福祉の推進です。障害者一人一人が地域の中で自分らしい豊かな暮らしを続けることができるように、障害者総合支援法に基づくサービスの充実に取り組みます。さらに、障害のある人が当たり前で働ける社会の実現に向け、町のクリーンセンターにおいて、ごみの減量、資源化の業務内容を拡大し、障害者雇用事業所、これは就労継続支援事業所ということで、これに委託をすることにより、障害者の雇用創出と就労の継続性を図り、より一層の社会的自立を支援してまいります。

社会保障の充実では、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化を初めとする福祉医療制度を継続してまいります。

次に、保健予防・健康づくりの推進です。全ての町民が、生涯を生き生きと健康に暮らしていくために、町民一人一人が正しい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健康診断を受診することにより早期発見・早期治療を心がけ、疾病の予防を図ることが大切であります。

そのため、健康増進計画、これは「(第二次)はつらつ玉村21」でございます。を策定に向けて、住民アンケートを実施するとともに、生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図るため、新婚さんの料理教室や道の駅「玉村宿」を利用したウォーキング大会等を開催いたします。

また、壮年期からの健康の認識と自覚を高めるため、特定健診等を実施するとともに、新たにウイルス性肝炎陽性者に対して重症化予防事業を行い、肝炎検査未受診者に対しては受診勧奨を行います。

さらに、妊産婦や新生児、乳幼児へのきめ細かな健康支援体制の充実を図るため、妊産婦・乳幼児窓口健康相談事業では、これまで乳児健診の経過観察児や相談を希望する妊産婦に対し、必要な指導を行い不安や悩みの解消に努めてまいりましたが、新たに栄養士を配置し、乳幼児だけでなく妊産婦の栄養相談も実施してまいります。

また、妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導事業では、これまで以上に、委託助産師による専門的なアドバイスにより育児不安の軽減を図り、虐待予防にもつながるよう支援をしてまいります。

4カ月児童健康診査では、これまで小児科医の診察を行うとともに、栄養士による離乳食指導や保健師による保健指導を行ってまいりましたが、新たに歯科衛生士を健診時に配置し歯科保健の充実を図ってまいります。

すくすく教室では、幼児期の遊びを通して発達障害の疑いのある児童に対し健全な発達を促し、母親の育児支援や育児不安の軽減に努めておりますが、新たに個別相談の時間を設け対応の充実を図ってまいります。

また、がんの早期発見、早期治療へつなげるため、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検診

や、口腔がんを含めた歯周病検診など、各種がん検診の受診率向上に努めてまいります。

さらに、予防接種については、受けやすい環境を整備することにより接種率の向上に努め、乳幼児や高齢者の感染症予防対策の強化を図ってまいります。

今後も、それぞれのライフステージに応じた施策展開を図り、町民一人一人の健康づくりを支援してまいります。

第2に教育・文化分野である「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」についてご説明申し上げます。

まず、幼児教育の充実です。昨年本町では、内閣府から国際教育特区の認定を受け4月からは全国2例目になる株式会社立の私立小学校「フェリーチェ玉村国際小学校」が開校いたします。これを契機に幼少期からの外国語活動を町全体に行き渡らせるため、外国人講師を招き、遊びを通して触れ合うことにより、幼児期から外国語や外国人に親しみをもち興味、関心を高めるとともに、今後の国際感覚を養います。また、将来的には、町独自の施策として、この幼児期から義務教育までの外国語活動並びに英語教育のさらなる充実・推進を図っていきたくと考えております。

次に、学校教育の充実では、学力向上を目指して子供一人一人にきめ細やかな教育を行うため、「少人数指導たまむらプラン」を引き続き実施するとともに、補助員、介助員、スクールカウンセラーなどの活用を図り、児童生徒への学習、生活支援の充実を図ります。

また、学習環境を改善するため、中央小学校大規模改造事業を実施いたします。この中央小学校は建設から既に30年以上が経過した老朽化が著しい状況でございます。そのため、校舎及び体育館の全面的な改修を行うとともに空調設備工事をあわせて行い学習環境の質的向上を図ります。また、災害時には地域住民の避難所としても利用できるよう、トイレのバリアフリー化もあわせて行います。

給食センターでは、開設以来18年間稼働してきたコンテナ洗浄機の故障頻度が多くなり、今後の故障には対応し切れない状況が想定されるためコンテナ洗浄機の入替えを行います。

次に、生涯学習の推進です。引き続き、地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るため、町民が学びを通して仲間、地域づくりができるよう、さわやか教室や講座のたまたま箱などの成人向け講座を開催し、さまざまな分野から時代の要請に応じた学習機会を提供いたします。

また、子供の読書活動の推進に向けて、絵本の講座や絵本の読み聞かせ、製本講座などを開催することにより絵本を中心とした親子の時間をさらに広げ、情操教育に寄与してまいります。

青少年の健全育成では、野外活動や奉仕活動等の体験活動を通じ、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、関係団体と連携し、さまざまな教室やイベントを引き続き実施してまいります。

次に、文化財・地域資源の保護・活用です。町における優れた歴史文化の保全、継承に努めるとともに歴史資産や文化財を教育やまちづくりに生かすため、歴史資産を生かしたまちづくり事業では、赤煉瓦倉庫、酒蔵、八幡宮等を生かしたイベントやまち案内ガイドを引き続き行うとともに、赤煉瓦倉庫の国登録有形文化財の登録に向けた取り組みを行います。

また、企画展や特別展等を開催し、町の歴史や文化を多角的に学習する機会を提供するとともに、玉村町指定文化財資料集の作成に取り組みます。

芸術・文化活動の推進では、文化センターを活用し、多彩な芸術・文化事業を実施することにより、優れた芸術に触れ親しむ機会を提供いたします。そして、町民による芸術・文化活動の振興を図り、その創造性を助長するため、文化協会等の活動を支援してまいります。

次に、スポーツ・レクリエーション活動の推進です。引き続き「町民ひとり1スポーツ」の推進に向け、町民体育祭や町民スポーツ教室などに取り組み、町民にスポーツに接する機会を提供し、町民の健康維持の増進を図ります。さらに、高校生や高齢者、障害者が体育館のアリーナやトレーニングルームをより利用しやすくするために、その利用料を減免いたします。

また、第4保育所の改築工事に伴い、これまで海洋センター利用者の駐車場利用に不便をおかけしましたが、3月末には新しい第4保育所が完成いたしますので、その引っ越し終了後、旧の第4保育所を解体し、その跡地に海洋センター等で利用する駐車場を整備いたします。

第3に自然・環境・安全分野として「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」についてご説明申し上げます。

まず、河川・水辺環境の保全ですが、町民の憩いの場としての東部スポーツ広場や水辺の森公園、板井・根石公園、五料公園を適切に管理し、五料公園については駐車場の整備を行い、町民が利用しやすい環境づくりを行います。

公園・緑地の充実では、北部公園を初めとする公園については、誰もが安心して安全に利用できるよう適切な維持管理を行ってまいります。また、緑豊かな住みよい環境を創出するため、引き続き緑化愛護団体を支援してまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進です。地球温暖化の問題は、人類共通の課題として取り組まなければならない課題でございます。地域から地球温暖化を防止する取り組みとして、太陽光発電設備を設置する町民への補助制度を引き続き実施してまいります。また、未来を担う子供たちに、環境や自然保護に関心を持ってもらう機会とするために、環境美化ポスターコンクールや子供自然観察隊についても引き続き実施をしてまいります。

平成23年度にスタートした計画期間10年の玉村町環境基本計画は、策定から5年が経過し前期基本計画が最終年を迎えるため、平成28年から5カ年の後期基本計画を策定いたします。

次に、生活環境対策の充実です。公害のない良好な生活環境を維持するため、騒音測定や水質分析を引き続き実施してまいります。

また、これまで捨て犬、野良犬の発生を防止するため犬避妊手術助成事業を行ってまいりましたが、新たに猫も避妊手術の助成対象に加えることにより、飼い主の望まない猫の出生を減らし、野良猫の発生を防止いたします。

廃棄物処理・活用体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機や枝葉粉碎機の

購入、集団回収、拠点回収に対する助成を引き続き行ってまいります。また現在、粗大ごみの分解、資源化など、さまざまなごみ減量化に取り組んでおりますが、より一層資源化を進めるため、新たに庭木等の剪定枝やたんすなどの木質家具を細かく破碎し、バイオマス発電施設の燃料等としてリサイクルするための大型の破碎設備をクリーンセンターに設置すべく実施設計を行います。

次に、防災対策の充実です。引き続き、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練や非常用食料等の備蓄など、総合的な防災力の向上に努めます。また、5つの町立保育所において、大規模な災害時に備え、新たに応急措置的な防災用品、ビスケット、飲料水を備蓄いたします。

消防体制の充実では、これまで10年間常備消防業務を伊勢崎市へ委託をしてまいりましたが、10年間の協定が終了するため、新年度から引き続き5年間、常備消防業務を伊勢崎市に委託し、玉村町の常備消防を確保いたします。

また、消防団員等の訓練の充実を図るため、玉村消防署の敷地を北側に1,533平米拡張いたします。これにより、消防団員や女性防火クラブの訓練が敷地内において可能となり、指導する消防署員の緊急時の対応も容易となることから、1分1秒を争う時間との勝負である消防活動の一層の充実を図ります。

次に、防犯体制の充実です。県内では近年、殺人や誘拐、強盗などの凶悪事件が発生し、治安の悪化が深刻な問題となっております。そして、依然として住宅を狙った泥棒や痴漢などの被害も発生しているため、防犯カメラを新たに4基設置し犯罪の抑止を図るとともに、地域における自主防犯組織の活動を支援してまいります。

また、今まで町と区が別々に設置・管理していた公衆街路灯については全てLED化し、町の一括管理によるメンテナンスづきりへ移行することにより、経費の節減と夜間の犯罪抑止を図りたいと思っております。

交通安全対策の充実では、引き続き交通安全施設の充実に努めるとともに、高齢者や子供の交通事故防止のための啓発活動や交通安全教室、交通指導を行ってまいります。

なお、東日本大震災の被災市町村においては、現在も復興事業が続いており、職員が不足している状況が続いております。被災地の一日も早い復興のために、引き続き積極的な人的支援が必要なことから、平成27年度で3年目となりますが、引き続き本町の職員1名を宮城県亘理町へ派遣し、復興事業の支援を継続してまいります。

第4に産業・経済分野として「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」についてご説明申し上げます。

まず、時代をリードする農業の振興ですが、いよいよ道の駅「玉村宿」が5月末にオープンいたします。農産物加工所や直売所のほか、公衆トイレや広い駐車場を有しており、定期的なイベントを開催することにより県内外から積極的に誘客を図り、町の観光資源等の情報発信とともに農業を初めとする地域産業の活性化を図ってまいります。なお、大規模な災害時には緊急防災拠点としての活用を

する予定となっております。

また、農業振興につきましては、農業関係機関と連携し、野菜園芸農家など意欲ある農業者や法人等を引き続き支援してまいります。

次に、活力ある工業の振興です。企業誘致を促進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図るため、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内へ事業所を新設、移転または増築する企業を支援いたします。

さらに、町内で創業するため、町指定の融資を受ける際に支払う保証料の2分の1と支払利息を補助する創業者融資事業を町独自の制度として新たに開始し、地域経済の活性化と雇用の拡大に努めてまいります。

また、町内の中小企業者が、自ら行う新製品、新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれる事業に対して、引き続き県とともに支援をしてまいります。

魅力あふれる商業の振興では、消費税増税の影響により景気回復がおこなわれている中、消費拡大と生活者への支援を促し町の経済を活性化させるため、地方創生に伴う国の補正予算にあわせて、プレミアムつき地域商品券を発行する計画を進めております。

安全・安心な消費生活の確立では、これからも、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指して、地域の皆様との連携を深めながら振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺、悪質商法を排除するとともに、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野から力強く取り組んでまいります。そのため、町消費生活センターにおいて、より充実した相談体制を構築するとともに、引き続き被害防止のための消費者啓発事業を積極的に実施してまいります。

次に、観光による地域振興です。第5次総合計画では、観光の分野を創設しております。町の花火大会や歴史資産などの観光PR活動や観光客の受け入れ体制の整備を進め、ツアーなど独自の観光事業を展開するとともに、道の駅「玉村宿」を拠点として集客を図り町なかに誘導するため、新たに道の駅周辺ガイドマップを作成いたします。

なお、今年で27回目を迎え全国的に有名になりました「たまむら花火大会」は、東毛広域幹線道路の開通により、これまでの場所では実施できなくなったため、平成27年度から打ち上げ地点を上陽小学校西側に変更して実施してまいります。

第5に都市基盤分野として「コンパクトで利便性と快適性が高いまち」についてご説明申し上げます。

まず、快適な生活を支える総合的な土地利用の推進ですが、東毛広域幹線道路と関越自動車道の交通結節点の利便性を生かして、本町の新たな玄関口としてのまちづくりを進めるため、高崎玉村スマートインター周辺地区まちづくり事業として計画条件の整理及び整備方針の検討を行います。

魅力ある市街地の形成では、人口減少に歯どめをかけるための定住促進対策として、文化センター周辺地区の土地区画整理事業を本格的に開始いたします。また、市街化調整区域内の既存集落におい

て地域コミュニティの維持に努める必要がある地区には大規模指定既存集落の可能性の調査を進めるとともに、東部工業団地再拡張地区に対する基本検討を行います。

次に、機能的な道路網の形成です。東毛広域幹線道路のアクセス道路整備として町道220号線や2077号線、斉田上之手線の整備のほか、橋梁長寿命化も含めた道路整備については、引き続き事業の推進を図ってまいります。

公共交通の整備では、引き続き、町内を巡回する乗り合いタクシー「たまりん」でございます。「たまりん」を運行することにより、町民、特に交通弱者の日常の足となる公共交通を確保いたします。また、前橋市と共同運行している乗り合いバスについては、国庫補助を活用し車両（3台）の更新を行います。

水の適正利用と上水道の整備では、老朽管の更新など管網整備を進めるとともに、水道事業の使命である安全で安定した水の供給に努めてまいります。

なお、現在の浄水場は昭和51年に開設以来ことしで39年目を迎えます。そのため、高架水槽を皮切りに順次耐用年数を迎える状況にあります。今後の人口や水需要の動向を踏まえた配水計画や、それに見合った水道施設の更新計画を策定する必要があるため、配水施設等更新調査業務を委託し、健全な水道事業経営に役立ててまいります。

公共下水道事業では、下新田及び福島地区、特環公共下水道事業では、板井及び川井、飯倉、下之宮、箱石、南玉地区等の管渠築造工事を実施いたします。また、雨水対策事業では、水道庁舎南側から広幹道沿いに斉田上之手線へ向かう管渠新設工事を引き続き実施いたします。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のために重要な施策です。町の認可区域は現在831ヘクタールになっておりますが、平成27年度末の普及率は75%を目標に積極的に整備を進めてまいります。

最後になります。第6番目、協働・行財政分野として「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

まず、住民自治のまちづくりの推進ですが、地域における協働の推進を図る取り組みとして、住民活動サポートセンター、これは「ぱる」でございます。「ぱる」を中心に町民の自主的な公益的活動を促進するため、NPOやボランティアなど、協働のパートナーである町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。ボランティア団体や個人が気軽に立ち寄り、情報発信、情報収集、情報交換並びにお互いの連携を支援するとともに、人づくりのための講座を開催し、活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

なお、協働による活用4年目を迎えた岩倉自然公園水辺の森につきましては、今までの活用に加え、「公園の環境保全と学習」というテーマで、住民との協働事業を展開してまいります。

コミュニティの育成では、自治会や町内会等の住民組織が活動の拠点としている地区公民館等の施設整備事業に対し、その工事費の一部を助成してまいります。

また、町内の手入れの行き届いた自宅等の庭を一定期間、一定条件の下に一般公開することにより、ガーデニング実践者のコミュニティーの構築と新たな観光資源化を図るため、オープンガーデン事業を実施いたします。

次に、地域間連携・交流の推進です。現在、友好交流都市となっている長野県山ノ内町、茨城県茨城町、群馬県昭和村と今後も文化、教育、経済など幅広い分野で連携して交流事業を進め、永続的なパートナーとして交流を発展させてまいります。

また、県立女子大学についても、学校教育や国際交流、防犯活動などまちづくり全般にわたって域学連携を強めてまいります。

国際交流の推進では、在住外国人に対しての支援活動を行うとともに、心通い合う多文化共生社会の実現に向けて、国際交流協会を支援してまいります。

また、外国の生活や文化に触れることにより、国際感覚豊かな広い視野を持つ青少年の育成を図るため、アメリカ・エレンズバーグ市への中学生海外派遣事業を引き続き実施してまいります。

次に、人権の尊重です。人権に対する意識啓発を進めるとともに、全ての人が個人として尊重される社会を目指し、広報活動の展開や講座、講演会活動の充実を図ってまいります。

男女共同参画社会の実現では、社会のあらゆる分野で、町民との協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するための施策を推進してまいります。

次に、行政改革の推進です。昨年、地方公務員法が改正され、地方公共団体は人事評価の実践とその評価に応じた措置を講ずることが義務化されました。そのため、地方公務員としての資質の向上を図るとともに能力開発や意欲の向上を図るため、能力評価や業績評価制度の本格導入に向けた研修に取り組んでまいります。

また、第5次総合計画については、策定してから今年で5年目を迎えるため、前期基本計画の検証を行うとともに、平成28年度から32年度までの後期基本計画を策定いたします。

社会保障と税の一体改革の一環として、現在、国が進めている社会保障・税番号制度については、来年1月からの交付申請の受付開始に向け準備を進めてまいります。

次に、財政運営では、税外収入も含めた収納率の向上と企業誘致による新たな税財源の確保を図るとともに、経常経費の抑制により健全で持続可能な財政運営に努めます。

また、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、長期的な視点による公共施設の適正配置等を実現するため、公共施設等総合管理計画策定の基礎データとなる固定資産台帳整備を進めます。

なお、スタートから6年目を迎えるふるさと納税制度について、平成27年度から国において制度の拡充が図られることから、本町においても納税しやすい環境を整えるため、インターネットによるクレジット決済を開始するとともに、本町のまちづくりを応援していただいた町外・県外の方に、そ

の謝礼として地元特産品を贈らせていただきます。

最後になりますが、群馬県が東毛広域幹線道路の藤岡大胡線から道の駅「玉村宿」まで約1.6キロメートルの両側に、河津桜の植樹を行うことになっておりますが、ことしに入り既に道の駅から東に向け200本の植樹を終えており、平成27年度に100本、平成28年度に100本、合計で400本の植樹を行う予定となっております。大きく咲き誇るまでには数年を要すると思われませんが、ひと足早く春の訪れを感じることができる町の代表的な桜並木となるよう管理をしていきたいと考えております。

続きまして、平成27年度予算案についてご説明申し上げます。

平成27年度予算編成は、大変厳しい財政状況の中、限られた財源の効果的かつ効率的な活用を図りつつ、第5次玉村町総合計画の前期基本計画で示した目標達成に向け、計画と歩調を合わせた積極型の編成を行いました。その結果、一般会計の総額は117億2,000万円となり、2年連続して過去最大規模を更新し、前年度対比5.2%の増加となっております。

歳入面では、前年度と比較して、根幹となる町税収入が2.5%減の43億6,388万8,000円、臨時財政対策債が20.9%減の5億600万円と、それぞれ減少することが見込まれることから、財源確保のため財政調整基金を32.9%増の11億3,000万円取り崩すことといたしました。

歳出面では、人件費が国勢調査や県知事選挙等により2,548万5,000円増加したものの、扶助費が臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の減少により6,014万7,000円、そして公債費が6,433万9,000円減少したため、義務的経費全体では9,900万1,000円の減少となっております。一方、投資的経費については2億7,342万6,000円の増加となっており、その主な要因としては、中央小学校大規模改造事業や文化センター周辺土地区画整理事業、町道220号線や2077号線の道路改良事業でございます。

なお、特別会計の予算総額は、81億6,433万4,000円、企業会計である水道事業会計予算は、8億8,006万9,000円となり、全会計における予算総額は、前年度当初と比較して2.2%の増加の207億6,440万3,000円となっております。

本予算は、第5次総合計画前期基本計画の最終年として、厳しい社会情勢ではありますが、玉村町の将来と次世代に責任を持ち、愛着と誇りの持てるまちづくりを町民の皆様とともに進め、町民満足度の向上、安全・安心、幸せの増進を目指してまいります。

詳しい内容につきましては、各会計別予算案の中でご説明をさせていただきます。

以上、平成27年度の町政運営について、私の所信の一端を述べさせていただきました。

私は、町長として11年余り、町民の皆様の思いを真摯に受けとめ、行財政改革や安全・安心なまちづくり、協働のまちづくりなど、町政の懸案事項に取り組んでまいりました。冒頭に申し上げましたとおり、私は、第5次総合計画の将来像「県央の未来を紡ぐ玉村町」を実現するため、平成27年度は、玉村町が一層飛躍できるよう、町民の皆様とともに元気で魅力あふれる躍進する玉村町を全力

で推し進める決意でございます。

町民の皆様並びに議員各位には、変わらぬご支援とご協力をお願いするとともに、本定例会にご提案を申し上げております平成27年度予算案を初め、各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長の施政方針に対する質問の通告をされた議員には、質問の要旨を必ず午前9時までに議長に提出してください。

————— ◇ —————

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時49分休憩

—————
午前11時5分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

————— ◇ —————

○日程第7 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成26年度玉村町一般会計補正予算（第8号））

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第7、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成26年度玉村町一般会計補正予算（第8号））についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 承認第1号 平成26年一般会計補正予算（第8号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年12月26日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、昨年2月の大雪により被災した住宅の修繕にかかわる補助金申請が増加したことに伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額に1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億7,186万3,000円と定めるものでございます。なお、財源としては、財政調整基金繰入金を充当いたしました。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第 8 議案第 1 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○日程第 9 議案第 2 号 玉村町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

○日程第 10 議案第 3 号 玉村町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 8、議案第 1 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第 10、議案第 3 号 玉村町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8、議案第 1 号から日程第 10、議案第 3 号までの 3 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。法改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る等、制度の抜本的な改革を行うものとなっております。

具体的には、教育委員長と教育長の一本化及び首長の任命による新しい教育長の設置、町長部局への総合教育会議の設置、町の教育政策に関する大綱の策定が行われ、また教育委員会における教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化が図られることとなります。本案では、同法の改正に伴い、改正または廃止が必要となる条例が複数あることから、それらの条例を一括して整理する条例を定めるものでございます。

本条例において改正または廃止する条例は8条例あり、施行年月日順により第1条から改廃するものです。第1条では、玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正し、題名を玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例に改め、教育長の給与及び期末手当について規定するものです。これは、新制度における教育長が特別職の常勤職員となることによるものでございます。

第2条、教育委員長の職が廃止されることに伴い、玉村町報酬及び費用弁償支給条例の中の教育委員長に関する規定を削るものです。

第3条は、同法の改正により町長部局において総合教育会議並びに大綱の策定に関する事務が生じるため、玉村町課設置及び分掌条例を改正するものです。

第4条及び第5条は、玉村町職員等の旅費に関する条例、玉村町特別職報酬等審議会条例について改正し、新教育長に関する規定を追加するものです。

第6条は、玉村町議会委員会条例について改正し、教育委員会の代表者について言及した規定を教育委員長から教育長に改めるものです。

第7条は、玉村町教育委員会教育長の給与条例を廃止するものです。これは、新教育長が教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴うものでございます。

第8条は、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を改正するものです。これは指定管理者の役員等について、これまでの教育長は、教育委員として兼業禁止の規定に該当していましたが、新制度での教育長は、教育委員会の構成員ではあるものの、教育委員ではないため、兼業禁止の規定に新たに教育長を加えるものです。

本条例は、同法が施行される4月1日を施行日としますが、第3条による玉村町課設置及び分掌条例の改正を除き、経過措置を設けます。これは、同法の規定に基づき、現在の教育長が在職をしてい

る場合については、本条例による改正及び廃止による規定は適用せず、従来の条例の規定をなお有効とするものです。これにより、今回の改正に伴う新教育長に関する規定は、新制度のもとで初めて任命される教育長から適用されます。

議案第2号 玉村町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定及び議案第3号 玉村町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は事務執行に当たり常勤とし、勤務時間中の職務専念の義務が課せられることが規定されました。これにあわせて具体的な勤務時間について規定し、これらを特定する必要性が出てまいりました。そこで、本案は教育長の勤務時間及び休暇等並びに職務専念義務の免除の特例につきまして、一般職員と同様に定めるものでございます。

なお、経過措置も先ほどご提案いたしました議案第1号と同様でございます。

ご審議の上、よろしく願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第8、議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 議案第1号についてお尋ねいたします。

教育長、教育委員長が一体のものになるということで、新たに総合教育会議が設置をされるということになるわけですけれども、玉村町課及び分掌条例の中でその総合教育会議に関する業務が総務課に帰属をするということになるというふうに書かれているわけですけれども、そうするといわゆる教育長部局というのですか、首長部局、分かれておったのですけれども、その辺の関係が総務課に教育に関する総合会議の内容が、所管が移るということになるわけでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の主な重点的な改正の内容としましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を速やかに確保しつつ、速やかにこれを施行していくということが大きな内容であります。その中で、総合教育会議というものができたということは、今までの行政と教育委員会の別々に行われていた部分を一体、協力し合って、協調し合って、この総合教育会議を設けまして、計画とかそういうものを一緒になって検討して、それを発表していくという趣旨でありますので、よろしく願いしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 重ねて質問します。

結局今までは首長部局、教育委員会部局というふうに分かれていて、それぞれの所属ですと、我々は文教福祉常任委員会ですから教育委員会部局については我々の担当と。そうすると、今度のこの総合教育会議にすることが総務課の担当になるということは、議会の対応というのはどういうふうになるのでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 総合調整の関係は総務課が行うことになるとは思いますが、個々の教育問題の深い部分につきましては今までとおおり文教福祉というふうに関心を持って考えておりましたが、そちらのほうの議論はまた後日しっかりと皆さんと検討しながら決めていけばいいのではないかとこのように思います。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 心配される部分というのはそこにあるのです。長年にわたって要するに首長部局と教育委員会部局が分かれてきて、今おっしゃるように、両方が協力してやっていくほうがいいと、そういう部分もあると思うのです。ですけれども、この辺がちょっと懸念される場所なのですが、いずれにしても総合教育会議が教育を運営するというか、つかさどる一番の上位の会議になっていくわけだと思うのです。その会議の方向性に基づいていろいろなものを行政としてやっていくということになる。その守備範囲が総務課に移るということは、教育委員会部局はそういう感覚がなくなってしまうというふうにとれないこともないのですが、総務課長は今後そういうこともいろいろ整理をしてということですので、非常に懸念するところなのですが、教育長はどうですか。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） お答えします。

総合教育会議、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正につきましては、もうご存じのとおりだと思いますが、まず1つは総合教育会議は首長が主催すると、こういうふうに関与されています。ですから、総務課に置くということです。総合教育会議の内容につきましては、大きくは大綱を定めると。これは、今当町で行っております教育振興計画をそれに充てることもできます。ですから、そういう大きな問題について、例えば予算の問題、あるいは大綱、あるいは来年度の方針等を決めていくときに総合教育会議で話題に出して、今後の方向を首長部局と教育委員会とで協議していくと。ただし、一文がありまして、その中で合意を見られない場合には、今までどおり教育委員会の方針で行うというふうな一文がございます。ですから、そういうことはないと思いますが、

一応協議を進めながら、町長部局と教育委員会とが協力してやっていくというのが今回の趣旨であります。ですから、その辺は今も現実に総合教育会議はありませんが、町長部局と常に連絡を取り合っていてやっておりますので、何ら支障はないというふうに考えているところであります。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 同じところの質問をさせていただきます。

教育の中立性や公正性を担保しながらということがあるけれども、例えば町長部局に総合教育会議をやった場合、非常に最近には個性豊かな首長が出てくるわけですよ、関西とかいろんなところで。そういった人が非常に一見独断的な教育方針を掲げて、町長選に出てきて当選してしまったという形で、この総合教育会議が開かれた場合、そしてその任期によって4年ぐらいでどんどん変わっていくような、教育の一貫性、継続性が問われるような状況が起こることを私は危惧しているのですが、今の教育長の答弁で、そういう附則の一項目があるから、教育委員会で何とかできるようなことがという答弁がありましたけれども、そのことで本当に大丈夫かどうかというのを私危惧するのです。その点はどうか考えているか、町長及び教育長にお尋ねしたいのです。要するに教育の中立性、公正性を言いながら、全然そうではないことが行われてしまうのではないかという危惧を多くの人を持っているということです。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 先ほど申し上げましたように、それは日ごろからの首長と教育委員会部局との連携ということが一番重要になってくると思います。それができている限りは心配ないというふうに考えています。

◇議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） できている中ではいいのです。だから、今の世の中はいろいろ出てくるので、できていない場合を私は危惧しているということなので、そうした場合、さあ、どうしよう。完全に教育の中立性、公正性を言いながら、政治介入みたいな形で教育に手を突っ込んでくるような首長が出てくる可能性というのはあるので、その辺を私は危惧しているということなのですけれども。その辺を含めて、いわゆる想定外のことが起きた場合、さあ、どうするのだろうという質問です。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 総合教育会議のメンバーは、首長と教育委員4人と教育長という構成になっています。ですから、そういう中で協議をしていくということでもありますので、先ほど申し上げた

ように、極端な例ということは、もう義務教育の中立性、公平性ということは、これはもうどうしても欠くことのできない条件でありますので、その辺は大丈夫だというふうに考えています。

◇議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 町長の施政方針の中でも私は感じたことなのですが、要するにこの日本国憲法によって戦争しない国是の中で日本は来たという観点での町長の行政姿勢があるという意味では、私は非常に安定的なものかなとは思いますが、そういう意味ではないような人が出てきた場合は、さあ、いろいろやっぱり容易ではないのかなという気もするわけです。そういう中においても、やっぱり教育の中立性、余り政治が介入するような状況が起こらないように。それをどうやって未然に防ぐのだということをもう少し考えて、どんな形で。今の状況は、確かに玉村町の場合は安定していますけれども、どういうことになるかわからないので、そのときの政治に教育が翻弄されるようなことのないような状況をどうやってつくっていきけるかということも考えていただければと思うのですが。要望ではなくて、質問にかえていきたいと思えます。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） もうちょっと具体的に申し上げますと、政治的中立性の確保という観点から、今教育委員会としてどういうふうに変った部分があるかということにつきましては、教育委員会は引き続き執行機関として機能するというところであります。それともう一つ、総合教育会議で首長と協議、調整を行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されていると。だから、法が変わってもそういう状況であると。先ほど申し上げたのを詳しく申し上げますとそういうことであります。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） どうももう少しその基本的なところがお互いにわかっていないのではないかと。私もよくわからないのですが、首長と教育長の関係、それから教育長と教育委員の関係が変わりましたね、法律で。それはなぜ変わったのか。そのところをちょっと教えていただきたいと思えますが。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） この法律が施行されるようになったいきさつの一番の大きな要因は、これは大津市のいじめの事件がございました。その中で首長と教育委員会部局とが意見調整がうまくいっていないというような状況があったということが、一つのきっかけになったと考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

[9 番 町田宗宏君発言]

◇ 9 番 (町田宗宏君) そうということだと思っております。

それで、首長も教育長も、あるいは教育委員の方もそれぞれの見識がありますから、その見識に基づいてそれぞれの業務をしっかりとやっていけばいいのだと思っております。先ほど来宇津木議員あるいは石川議員が言われているような懸念はあります。私もそれは持っておりますが、しかし法律でそうに決められた以上は、お互いがそれぞれの見識を持って職務を遂行されれば、それでいいのだと思っております。

以上で私の意見を終わります。

◇ 議長 (柳沢浩一君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (柳沢浩一君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (柳沢浩一君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 2 号 玉村町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (柳沢浩一君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (柳沢浩一君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第3号 玉村町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、これより本案について質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第11 議案第4号 玉村町まちなか交流館条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第11、議案第4号 玉村町まちなか交流館条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第4号 玉村町まちなか交流館条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、役場周辺地区公共施設等高度利用計画により、旧桐生信用金庫玉村支店を整備し、多世代交流による協働のまちづくりの推進と児童、老人福祉の増進を図るとともに、旧日光例幣使道の沿道地域の活性化を推進するため、交流館を設置するものでございます。

交流館の主な施設は、地域福祉施設として社会福祉協議会、これは一時的な移転先と考えております。子育て支援施設として放課後児童クラブ、また地域交流施設としてはふれあいの居場所として活用を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第4号 玉村町まちなか交流館条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第12 議案第5号 玉村町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第12、議案第5号 玉村町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第5号 玉村町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省令で定めることとしていた基準について、地方公共団体の条例で定めることとなったことに伴い、地域包括支援センターの人員及び運営全般にわたる基準を定めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 6 号 玉村町保育料徴収条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 13、議案第 6 号 玉村町保育料徴収条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 6 号 玉村町保育料徴収条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の保育料について、徴収の基準を定めるものでございます。

従来、保育所保育料については、児童福祉法に徴収根拠があり、幼稚園保育料は地方自治法に徴収根拠が規定されていたところでございます。平成 27 年 4 月より本格施行となる子ども・子育て支援新制度においては、公立保育所の保育料につきましても徴収根拠が地方自治法となるため、条例で規定することにより、公債権としての取り扱いとなります。また、保育所、幼稚園だけでなく、認定こども園を含む特定教育・保育施設や特定地域型保育事業に係る保育料の上限額につきましても、子ども・子育て支援法施行令で規定されることから、施設種別ごとでなく、一体的に保育料を定めるものでございます。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 細かい内容が、規則で定めるという形だけになっていまして、これは保育料とか、今までの保育料の金額とか、そういうものは大幅に変わるような内容のものでございましょうか。もし具体的にある程度のもを言っていたければありがたいのですけれども。どのような改正になりますか。

◇議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 保育料の算定におきましては、従来の保育料と余り変わらないような形で設定のほうを進めております。先日、全員協議会のほうでもご説明した資料が、保育料の案という形になっております。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 従来と変わらないということなのですが、基本的な例えば計算方法とか、そういうものの変更はあるのでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 計算方法におきましては、従来は所得税をもとに計算を行っておりましたが、新制度におきましては住民税を基準に算定を行うということに変わりましたので、その点に注意しながら算定のほうは行っているという形になっております。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） それから、保育料については階層が幾つか分かれていたと思うのですが、その階層のほうについては変更はありますでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 保育料の算定の階層につきましても、なるべく負担額が変わらないような形で細分化を行いまして、階層のほうを定めております。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 本議案は、文教福祉常任委員会に付託をされる予定なのですが、詳細については委員会の中で聞きたいと思うのですけれども、1点だけ、この中で今までの幼稚園、玉村町幼稚園保育料徴収条例が廃止になるわけです。この条例では規則によって定めると、幼稚園ですね。この規則はいつ定めることになるのか。要するに廃止の条例が出ているわけですから、根拠がなくなるので、規則で定めると。ある程度規則もこういう形でと示していただかないと、何かちょっと心配な部分があるので。

◇議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 規則につきましても、文教福祉常任委員会の説明の中ではお示しして、説明をさせていただきたいというふうに考えております。設定につきましては、なるべく条例と同じ時期に定めたいというふうには考えておりますが、ただ国のほうからモデル案的なものがまだ示されていない部分もございますので、実際に4月に間に合うようには定めるわけですけれども、その辺がぎりぎりになってしまうという可能性もございます。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 詳細については、では委員会で。

ただ、規則がまだ定めていない、定める時期も特定されていない、これからだという中で、今度の資料として、保育料は幼稚園は今まで5,000円だったので、それが継続されるような説明ですけれども、その根拠がまだできていないのにこの説明では、順序がおかしくなっているのではないかなと思うのですけれども。

◇議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 幼稚園の保育料につきましては、学校教育課のほうで今検討しておるかと思しますので、詳しいことについては学校教育課のほうで確認していただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 幼稚園の保育料の関係についてお答えいたします。

幼稚園の保育料につきましても、新たに4月から変わります。幼稚園の場合につきましては、一応1号認定という形になりますけれども、それも規則の中で定める形になってございます。規則については、まだ確定はしておりません。委員会の付託になったときには資料がお示しできるような形で進めておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君）では、委員会まで間に合わせていただけるようお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 委員会までには間に合うように作成いたしますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第6号 玉村町保育料徴収条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第14 議案第7号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第14、議案第7号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第7号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、土砂等の埋め立て等について必要な規制を行い、土砂等の埋め立て等の適正化を図ることにより、生活環境の保全及び住民の安全に資することを目的としています。近年、建築工事に伴い排出された土砂等による埋め立て等について、有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落を心配する声が出てきていることから、条例を制定するものであります。

条例の概要を申し上げますと、有害な物質で汚染されている土砂等による埋め立て等を行うことを禁止すること。面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地の埋め立て等を行

おうとする場合には、原則として町長の許可が必要なこと。条例に違反した場合は罰則規定があることとあります。有害の物質につきましては、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準に準じて定めるところであります。また、面積につきましては、3,000平方メートル以上の埋め立て等は県の条例で規制されておりますので、それ以下を本条例の対象としております。

ご審議の上、よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第7号 玉村町土砂等による埋め立て等の規制に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第15 議案第8号 玉村町道の駅条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第15、議案第8号 玉村町道の駅条例の制定について議題いたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第8号 玉村町道の駅条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在建設中でありますたまむら道の駅玉村宿の設置や管理に関することにつきまして、道の駅条例として制定するものであります。

条例の概要を申し上げますと、まずは設置といたしまして、道路の通行者への良好な休憩の場の提供、観光情報、地域情報の発信等により、町民及び来訪者の相互の交流を促進するとともに、農産物等の地場産品の展示及び販売による地域産業の振興に資することを目的としております。そして、基本的な事項としまして、名称及び位置、取り組む事業、施設の概要、開館時間等を規定しています。また、施設を使用する場合の施設の使用許可、物品等を販売する場合の販売等の許可、使用並び

に販売に係る使用料について規定するとともに、指定管理者による管理についても、いわゆるできる規定として定めているものであります。

所期の目的が達成できるよう、しっかりと管理運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第8号 玉村町道の駅条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第16 議案第9号 玉村町職員定数条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第16、議案第9号 玉村町職員定数条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第9号 玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、職員の退職、新規採用に伴い、職員定数を変更するものでございます。現時点での退職予定者は、昨年6月にやめた職員を含めると7名になります。また、平成27年度の新規採用職員は5名を予定しており、全体では2名の減となる見込みであります。任命権者別の定数の変更につきましては、教育委員会部局の職員数を2名そのまま減じ、実際の数に合わせるものでございます。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第17 議案第10号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第17、議案第10号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第10号 玉村町職員共済会に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

玉村町職員共済会の運営につきましては、現在職員の掛金は職員給料の1,000分の4、町の負担金については職員給料の1,000分の3の負担をいただき、玉村町職員の福利厚生事業として健全な運営を行っているところでございます。

互助会への公費負担については、以前より全国的に見直しが行われており、群馬県内の市町村でも同様に見直しが進められております。当町でも町民の皆様からご理解をいただくためには、減額することが適切であると判断し、共済会の理事会の了解を得まして、改正の提案をさせていただくものでございます。

改正内容といたしましては、町負担分を職員給料額の1,000分の3から1,000分の2に改

めるものでございます。このことにより、町の負担額は約94万円減額となるものでございます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第18 議案第11号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第18、議案第11号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第11号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、東日本大震災に伴い、配偶者と別居し、被災地に派遣される職員を想定し、単身赴任手当の支給を新設するほか、これに付随して住居手当についても国家公務員に倣い、必要な改正を規定するものでございます。

住居手当については、これまでの職員がみずから居住するための住宅に加え、単身赴任する職員の配偶者が居住する住宅を新たに支給対象とすること。また、配偶者が居住する住宅の手当額は、通常

の2分の1に相当する額と規定するものとなります。参考までに申し上げますが、現在玉村町では宮城県亶理町に職員を派遣しておりますが、派遣職員の住宅は亶理町が負担しているため、赴任先の住宅手当の支給はございません。

続きまして、第10条の5の単身赴任手当については、月額を3万円とし、赴任先の住居と配偶者の住居の距離に応じて7万円を超えない範囲で加算額を支給する内容を規定しております。

なお、附則において、施行日を平成27年4月1日とし、単身赴任手当の月額については施行日から平成30年3月31日までの間、特例措置として3万円を超えない範囲で規則において定める内容を規定しております。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第19 議案第12号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第19、議案第12号 玉村町介護保険条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長(貫井孝道君) 議案第12号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間中の65歳以上(第1号被保険者)でございます。65歳以上の介護保険料の見直し並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、改正の必要が生じたものであります。

介護保険料につきましては、介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス費用の見込み量等に基づき算定をいたしております。高齢化の進展に伴い、今後制度を維持、継続するために必要なサービス量の増加や地域支援事業等を推計し、また第5期計画期間では介護保険基金を全て繰り入れましたが、群馬県財政安定化基金を借り入れての運営となり、その償還も含めた算定となります。

65歳以上の方、これは第1号被保険者でございます。の保険料は、本人及び世帯の合計所得金額、市町村民税の課税状況等により、所得に応じた段階設定をしており、現行8段階9区分を10段階設定とする弾力化を行います。被保険者の負担割合では、40歳から64歳の第2号被保険者との保険料水準が等しくなるように振り分けられるため、平成27年度からの割合が21%から22%に増し、また標準給付費の5%を総額として市町村に交付される財政調整交付金が玉村町では年々減少算定となってきており、その分も第1号被保険者が負担することになります。

地域区分については、第5期と同様の加算となります。報酬改定などの減額改定はあるものの、介護費用の自然増が大きく、増額の算定となりました。介護保険料は、第5段階の年額7万5,700円、月額では6,310円が基準額となります。また、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置については、法改正に伴い改正するものです。

高齢者の増加に伴い、介護保険制度が開始されて以来、介護サービスを提供する事業者や、そのサービスを利用する方が年々増加しております。介護保険に係る費用も増大し、介護保険料の高騰も続いており、高齢者の負担も増しております。一人一人が健康意識を高めていただくとともに、地域包括ケアを推進し、地域支援事業や介護予防事業の提供を通じて、自立支援や要介護度の悪化防止による介護給付費の抑制、真に必要とする過不足ないサービスと適切な提供、給付の適正化、需要の把握等に努め、より信頼と安心のおける皆で支え合える持続可能な制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

◇議長(柳沢浩一君) 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

[14番 宇津木治宣君発言]

◇14番（宇津木治宣君） 何点か質問します。

介護保険始まって15年になるわけですが、当初始まったときから比べると高齢者比率がどんどん高まると。このままいくと、我々が団塊の世代になるころにはもう年寄りだらけになってしまって、胴上げ型から肩車型に変わるのだという背景の中で、1号被保険者の65歳以上の21%の負担、その部分について、やりくりが上げるしかないということの中で、料金改定をする方向になっているのだと思うのです。調べてみたら、18年から20年までは3万7,800円だったのです。次の21年から23年までが4万6,800円、4段階の平均のところですよ。24年から26年までが5万6,400円、これが現行です。これが一気に上がって7万5,700円と。このままいけば、介護保険制度そのものがもう負担し切れない部分というのがどうしても出てきてしまうおそれがあるのではないかと思います。

およそ要するに総合計画に基づくサービスとか支援を計算して、供給需要の総計予算を立てる。来年は22億円を、どんどん、どんどんうなぎ登りですが、この値上げというのですか、保険料改定というのは、65歳以上のお年寄りに受任できるものなのかという疑問がどうしても残るし、今回仮に値上げをしても、3年後にはもうこれでは済まないものになっていくのではないかというふうには私は懸念をしているわけです。要するに、だから介護保険制度そのものの問題点がもう出てきているのではないかと思いますけれども、その辺について答弁をいただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） お答えいたします。

介護保険制度の問題等が出てきているのではないかというお話でございますが、平成12年から介護保険制度がスタートしまして、今平成27年、15年経過したわけでございます。そういった中で、保険料の伸びが非常に多いと。2025年、団塊の世代が75歳以上になる時分には、国では8,200円程度になるだろうと、月額ですね、そういうお話でございます。玉村町も今、今回こういう6,310円というふうにお示しさせていただきますと、このペースでいくと9,000円程度になってしまうということも考えられます。そういった中で、この制度を維持していくためには、町といたしましても今回は確かに第5期の中で当初予定しました給付見込額を4億円以上上回って利用されたというふうな中で、今回の値上げとなるわけでございますが、結局高齢化率は低いわけですが、それなりにサービスを使う方が多いという中で、当町は特に伸びているのが通所介護とかデイサービスの利用になりますか。その辺で伸びているのですけれども、結局当町にも結構事業所もありますし、近隣の伊勢崎市、前橋市、高崎市でもそういった事業所もあるということで、当町から非常に通いやすいというような面もございまして、利用者のためにはいいのですが、かなりそういった意味で伸びた部分がございます。

そういった中で今後どうしていくかということでございますが、第6期の計画の中では、今まで筋

トレ事業とかもかなり普及してやっておるのですが、そういった中でも給付費が伸びたという中で、第6期におきましてはもちろん介護保険法の改正等もある中での地域支援事業、あとは地域包括ケアの推進、そういう中で玉村町においては居場所づくり事業を平成25年度から仕掛けさせていただいた中で、現在10カ所できております。そういった中で、できるだけ元気な高齢者をつくっていただいくようなことをしていただく中で、介護のサービス利用もできるだけ抑えた中で、今回はこれだけの値上げになるのですが、次回、次期第7期のときには繰り越しなりができるような形でなればというふうには考えて、できるだけ2025年におきましてもこのままの値上げの幅でいかないうような形をとっていければというふうに考えております。

これは、国の全体の制度でございますので、地域によってそれぞれいろいろな格差というか、そういう部分もございますが、今後国においてどのようにまた対応していくのかという問題もございまして、また消費税等の今回見送られた部分で、そういった影響もこの事業に出ているというふうなこともございます。そういった中で、町といたしましては後はやはり元気な高齢者でずっといってもらって、健康寿命を延ばしていくと。できるだけ介護サービスを本当に必要な方が使うのはもちろんなのですが、そういう中でやっていくしか今のところないのではないかとというふうなことで考えております。ちょっと済みません。長くなりまして済みませんでした。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 結局、介護保険の費用は税金で50%、市町村が12.5%、都道府県が12.5%、国が25%と。その残りの半分を1号保険者、65歳以上が21%、残りの29%を40歳から64歳までの人の給付によって賄われていると。若年世代も相当大変になっているわけなのです。消費税導入とかいろいろなさまざまな中で社会保障の充実と言いながらも、実際には法人税の引き下げとか、そういうふうにやっぱりお金がなくなって、なかなか抜本的に介護保険の将来をにらんだ仕組みというのが、私は何となくできていないのではないかなというふうに危惧をして、とりわけ玉村町は健康なお年寄りをつくるということでさまざまな努力を重ねてきました。筋トレもほとんどのクラブでやっていますし、それは町長のいろいろ健康づくりの政策の一定のあらわれではないかと。この点については評価したいと思うのです。国民健康保険も今回値上げになりましたけれども、十幾年まで、県内でも例を見ない長期の値上げ抑制ということで頑張ってきましたけれども、その上、今度は要支援1、2、それが要するに地域包括とかそういうところに振りかえられる。地域の皆さんで地域で面倒を見ようという話とあわせて、今度は特老には認定が4と5、3段階以下は入れないというような状況の中で、全体として介護の重要性が叫ばれつつある中で、やっぱり国なりもっと本腰を入れた制度の仕組みについて取り組んでいかないと、日本おかしくなってしまうのではないかとという危惧をしているのですけれども、これは私の考えですけれども。

そこで、例えば第1段階生活保護世帯が市民税非課税の老齢福祉年金受給者3万7,800円、こ

れは65歳以上ですから年金から天引きになるわけですが、およそ年金額のどのくらいの割合を占めるような状況に。個別のケースがあるでしょうけれども、どんなことになっているのでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 第1段階の方、年額で3万7,800円、今回特例措置がございまして0.45になるので、3万4,000円となるわけですが、この年金の所得、町民税非課税世帯で本人の前年の公的年金の収入額と合計所得金額の合計が80万円以下、こういった方、あとは生保の方とかおるのですが、これが全部で996人おるわけでございます。80万円以下ということですので、少ない方は本当の老齢年金というか、十数万円の方から80万円ぎりぎりの方とか、そういった方になると思います。平均の金額はちょっと出しておりませんので、わかりません。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） この程度の介護保険料は平気だという人はいっぱいいると思うのです。問題は力のある人と力のない人というか、置かれている状況によってこの料金の重みというのは全く変わってくるのではないかと思います。先ほど課長が答弁にありましたように、996人の方は80万円以下の年金頼みということで、その中からいろんなものを払うわけですが、介護保険だけではありませんね。ほかの税金というか、ほかの負担もありますから、生活がやっていけなくなってしまうのではないかというような、もう受任限度を超えているというか、そういう懸念をしているのですけれども、この第1段階が2つに分かれた理由というのはどの辺にあるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 第1段階は今までどおりでございます。第2段階が今までどおり。2つに分かれたのが、前の第3段階が2つに分かれるということになりましたので、前の第1段階、第2段階は、やはりそのまま第1段階ということになります。やはり第1段階の方は、そういった介護保険料につきましては公的年金から天引きを90%ぐらいの方が行っておるのですが、やはり第1段階の方は普通徴収になる方が多いかと思えます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 昨年消費税が上がって、それから今度この介護保険料が上がって、国民健康保険料も上がると。何か一気に噴火するようにどんどん負担金がふえていくと。これをもう少しうまく、なだらかに保険料等上がるように設定できないものなのでしょうか。少なくとも町のこの介護保

険料とか国民保険料、これなどはこの小さい組織の中ですから、急に両方とも一気に上げると、こういうのではなくて、一、二年ずらせるとか、あるいは階段式に、一度に何%も上げると、こういうのではなくて、徐々に上がっていくと。例えば10%を上げるときに年度ごとに3%ずつ上げていくとか、そういう方式はとれないものですか。いかがなものでしょう。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） やはり計画が3年を、一応全体の中を3年間を考えた中で保険料の算定をさせてもらっておりますので、1年目はそんなに上げなくて、2年目で状況を見てあげて、3年目がどんと上がるとか、そういうふうな方向性のことをおっしゃっているのかと思いますが、その辺は3年間の計画だということで、ご理解をいただきたいと思います。そういった中でできるだけ給付費を抑えた中で、第7期のときにはそういった大幅な値上げにならないような形がとれればということで考えておりますが、よろしくをお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） では、介護保険料と国民健康保険料、これは調整するわけにはいかないのですか、町としては。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 国民健康保険の中からも40歳から64歳までの方の介護分という形でいただいておりますが、これを調整するという事はちょっとできません。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君登壇〕

◇14番（宇津木治宣君） 議案第12号 玉村町介護保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

先ほど質疑のある中で、玉村町の要するに元気なお年寄りづくり、かなり成果を上げています。そして、介護保険の運営について皆さんが努力をされている。それから、地域の皆さんの力をかりて居場所づくり、さまざまな活動を展開しているのは、本当に尊敬をするところであります。しかし、今

議論したとおり、このまま介護保険制度のこの割合の負担の中では、介護保険がどんどん、どんどん上がる方向に避けられないということで、先ほどの話の中にも996人、多くの方が、ほとんど低所得で普通徴収。普通徴収というのは年金が低過ぎて、そこから介護保険料を天引きできないというようなことで、そうすると別途に請求書が来ると。払わないと、要するに給付制限になってしまうというような状況の中で、私はもうこれは介護保険制度のこの値上げが、地方議会で、ああ、そうか、そうかということで満場一致で通るようなことでは、国はまだ何とかなるなと油断をするような感じがするので、私はあえて介護保険制度の抜本的な見直しを迫る地方議員としての意見を上げる意味で、本議案には反対をしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

◇5番（齊藤嘉和君） 賛成の立場から討論申し上げたいと思います。

今回の値上げ幅というのは結構あるのですけれども、いろいろ内容を聞いてみますと、県からの数千万円に上る財政安定化基金ですか、いずれにしても県からの借金がある。そういう中で、この分をまず返済しなければいけない。もし前回、3年前の値上げがこういったことをしないように値上げがこの3年間してきたとすれば、このほどの値上げ幅にはならなかった。そういうことでもあります。そういう意味では、事務方にはもう少し精査した3年前の値上げの計算がしてほしかったなというのも一つございますけれども、いずれにしても現状を見ますと、そういった県からの借入を返す。そしてまた、今後3年間、健全な介護保険運営ができる。そういうことを見ますと、この値上げというのはもろ手を挙げて賛成というわけにはまいりませんが、仕方のない選択肢である。そんなふう感じまして、賛成の討論といたします。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに討論ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 先ほども質問しましたが、この介護保険料、それから国民健康保険、これらも総合的に考えて、極端な階段方式でなくて、なるべくなだらかなエレベーター方式というのですか、そういう感じの料金のアップをするようにしてもらいたいと思います。

終わります。

◇議長（柳沢浩一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

まず初めに、本案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

◇議長（柳沢浩一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。1時30分に再開をいたします。

午後0時25分休憩

午後1時30分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇

○日程第20 議案第13号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○日程第21 議案第14号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○日程第22 議案第15号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第20、議案第13号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてから日程第22、議案第15号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての3議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第13号から日程第22、議案第15号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第13号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされ、今般国の改正省令が平成27年4月1日施行予定であることから、これにあわせ町の条例を改正するものであります。

議案第14号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。介護サービス等の基準につきましては、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされ、今般国の改正省令が平成27年4月1日施行予定であることから、これにあわせ町の条例を改正するものであります。

国が示す基準、これは省令でございます。省令と同様に改正を行い、町独自の基準として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、これは平成3年法律第77号及び玉村町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）の趣旨を踏まえ、追加いたしております。

議案第15号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案第14号と同じく、介護サービス等の基準につきましては、地方分権一括法等により介護保険法、平成9年法律第123号でございます。この法律が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされ、今般国の改正省令が平成27年4月1日施行予定であり、これにあわせ町の条例を改正するものであります。

国が示す基準、これは省令でございます。と同様に改正を行い、町独自の基準として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び玉村町暴力団排除条例、これは平成24年条例第17号の趣旨を踏まえ、追加いたしております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第20、議案第13号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第14号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第15号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 3 議案第 1 6 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 2 3、議案第 1 6 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 1 6 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

改正の概要を申し上げますと、玉村町社会体育館につきまして指定管理者制度の導入に向け、これにあわせ現在の条例を整備するために一部を改正させていただくものでございます。

また、社会体育館使用料につきまして、減免対象に身体障害者、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び団体を対象とし、トレーニング室の使用料につきましても高校生、6 5 歳以上及び身体障害者、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び付添人を減免の対象と改定させていただくものです。改定後の料金の適用時期についてですが、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、経過措置として、使用前に施設の予約を行い、料金を納付し、使用の許可を得ている者については、改定前の旧料金で使用していただくこととなります。

以上、ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 1つ伺います。

指定管理者による管理ということで、今までは指定管理ではなかったわけで、今後指定管理者制度を導入することによるこの条例なわけですけれども、指定管理者にすることによって何を大きな目的としていきますか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 指定管理者が行えるようにするための条例改正についてお答えします。

現状、社会体育館におきましては職員が3名、それと臨時職員で対応して、また夜間対応につきましては外部に委託しまして夜間の対応等、土、日対応をしております。そういった中で、今回の指定管理に出す部分につきましては、主に社会体育館の運営、管理でございまして、体育館のふだんのスポーツ振興事業として体育協会とかスポーツ推進委員とかおるわけですが、そちらのほうは指定管理には今のところまだ検討中ということでございますが、体育館の管理についてを出すという予定でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） その指定管理に出すための条例なのですけれども、指定管理に出す一番大きなメリットは何ですか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 指定管理、総合運動公園も現在出しておるのですが、要は利用者へのサービスの向上あるいは経費の削減等、そういった部分で指定管理をしていくというようなことで考えております。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） この条例は、指定管理者にするというのと、料金の一部改正もあるわけですが、私はこの社会体育館の使用料等については全面的に改正をしたらどうかと思っているのです。

実は、今回こういうのが出るということは何人かの町民の方にお話ししましたら、社会体育館の使用料が町民と町民以外の方との料金が同じだと、同じではないかと。なぜそうしているのかと。町民の税金であれを管理しているのではないかと。そうすれば、やはり町民よりも、町民以外の方の料金を高くしたらどうかと、こういう話の一つありました。それで、細かくでは幾らにするのだと言っても、まだその場では幾らぐらいが適当という話はなかったのですけれども、いずれにしても料金は差をつけるべきではないかというのが一つございました。それが1点。

もう一点は、社会体育館、団体で借りようとして使用申請に行くと。1カ月前に申請をするようになっていたようなのですが、朝の4時ごろ行ったらしいのですね、代表者が。町のある団体の代表者が朝4時ごろ行くと。使用する1カ月前ですね。そうしたら、既に前橋市の団体の方が来ていて、その方が3時ごろからもうここにいるのだという、社会体育館の玄関のところにいるらしいのです。それで、1カ月前の日曜日、全面的に借りられるようになってしまったらしいのです。そういうものについては、何らかの条例で玉村町の町民を優先的に使用できるように条例を改正してもらえないかと、こういう2点、話がありましたので、それについて回答を願います。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 利用料金の関係でございますが、町外者は1.5倍というふうな形で行っている市町村もあると聞いております。そういった中で、玉村町は運動公園なんかだとそういった申し込みとか、そういう部分とかいろいろな部分で差がある部分もございますが、体育館ではそういったことで同じだということもございますが、そういったご意見というか、提案ということで、今後参考にさせていただきたいと思っております。

また、後の事件では、そういったトラブルがあったということは私も聞き及んでおります。いろんな部分でその辺で、その後も結構ちょっとトラブルでもめたというようなお話もあるのですが、今後はそういったことのないような形がとれればと考えております。よろしくお願いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） これは社会体育館だけでもないのです。角淵にあるグラウンドゴルフ場も、あれ全部無料でやっていますけれども、管理は町から何百万円か出して管理をしてもらっていますが、やはり町民の税金でやっているものですから、何らかの町民が優先的に使用できる、あるいは町民が使用する料金がほかの町外から来られる方よりも少しでもいいから安くしてやると。そういうのが町の行政ではあっていいのだと思うのです。それについて町長、いかにお考えですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 町の施設は、町民の一番の権利があるものでございますので、そういうもの

も中にはありますけれども、ほとんどのところは町外の人と町内の人の差別ができていていると思っています。体育館についてはそういうことをございますので、今後検討する必要があるかなと考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） ぜひ町の公共施設、町民が使用する場合、町民以外の方が使用する場合、どのように格差を設けたほうがいいのか、設けないほうがいいのか。全体的に検討されて、それですぐ条例改正をしてもらいたいというわけではありません。それに1年、2年、検討を要する期間が必要ならその後でいいですから、町民が納得するような料金改定あるいは使用の優先順位、そういうものをぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 例えばこの中でアリーナも含めて、トレーニング室も含めて、高校生もしくは65歳以上または身体障害者手帳、療養手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者による使用は半額とするということによって、この適用される人数というのは年間、例えばトレーニング室では何人ぐらい予想されますか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） トレーニング室の場合ですと、今まで年間券という定期券で25年度対応していた方が約30件近くおりました。その後、値上げになったということで若干減りまして、25件ぐらいはあったと思います。そのほか、通常トレーニングルームを利用されている方、特に65歳以上の方とか障害者と限って統計をとっておらないのですが、全体として料金値上げにかかりまして1割近くのちょっと減があったのですが、徐々にそれも回復しつつあって、最近ではかなり利用されてきておる方がおります。今回こういった値上げというか、体育館の料金を統一させていただくわけなのですが、今後においてはそういった方で65からまだまだ元気な方を、筋トレよりもこちらのトレーニングルームを使える方をどんどんふやして、先ほどの介護保険の値上げではないのですが、元気な高齢者をどんどんできるような形になっていくものと思っております。よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 去年たしか値上げ、倍にしてしまったということで、いろいろ波紋もちょっと私聞いているのですけれども、やはり健康のまちづくりという観点から、多くの特に高齢者の方が利用しやすいということは非常に重要だと思うのです。そういう意味において、この適用範囲、半

額にする適用範囲をこれだけ広げることによって利用しやすくなり、かつ無料でないから、失礼な言い方だけでも、入り浸って器械を占拠するとか、器械というか器具を。そういった弊害もなくなるのではないかと思うのですけれども、そういう意味においても貫井町長の言う健康のまちづくり、ひとり1スポーツというものに貢献できるかと思うのですけれども、その辺の考え方をちょっと町長にお尋ねしたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） これからの高齢化社会の中で、先ほど介護保険料が天井知らずに上がっていく可能性もあります。そういうものをどういうところで食いとめるかというのも一つの大きな行政の仕事でございます。私は、その中でこのスポーツを通じて健康を維持する、健康寿命を延ばすということを、町とすれば一番力を入れていきたいと考えております。そういう意味でも、今町田議員さん、そして石川議員さんの言われたような意見を今後尊重しつつ、この施設についての検討をしていきたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第24 議案第17号 玉村町保育所設置条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第24、議案第17号 玉村町保育所設置条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第17号 玉村町保育所設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町立第4保育所の建てかえに伴い、施設の住所を飯倉48番地3から飯倉70番地に変更するものでございます。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第25 議案第18号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第25、議案第18号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第18号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する

条例についてご説明申し上げます。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条第1項で、市町村は一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされているもので、この法律に基づき玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第1項において、一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定める処理基本計画と毎年度の事業実施にかかわる実施計画を定めることとしております。

本条例の第2項では、定めた計画について、毎年度の初めに告示するものとするとしておりますが、処理基本計画は10年から15年間の長期的なごみ処理の基本的な事項を定めるものであり、おおむね5年ごとに改定するものであることから、基本計画については定めたときに改めることとします。

また、当該年度の途中でごみ処理について変更等があった場合には、処理実施計画を変更し、その内容について広く住民に周知を図る必要があることから、第3項として「計画に著しい変更が生じた場合には、その都度告示するものとする」を追加するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第26 議案第19号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第26、議案第19号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第19号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。

条例の一部改正の概要を申し上げますと、小口資金融資促進条例では群馬県小口資金促進制度の要綱に基づき、融資期間を運転資金につきましては6年以内、設備資金については8年以内と定めております。国内の景気も回復傾向にあるものの、中小企業にとってはいまだ厳しい状況が続いているのが現状でございます。さらに、消費税の増税などが中小企業への負担を増大させるものとなります。

そのような状況の中、県内の企業の借入金の返済負担を軽減させることを目的に、融資期間の延長ができる特例措置が来年度もさらに1年間延長されることとなりました。群馬県小口資金促進制度要綱の改正にあわせ、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第27 議案第20号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第9号）

○日程第28 議案第21号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第

3号)

- 日程第29 議案第22号 平成26年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第30 議案第23号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第31 議案第24号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第32 議案第25号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

◇議長(柳沢浩一君) 次に、日程第27、議案第20号 平成26年度玉村町一般会計補正予算(第9号)から日程第32、議案第25号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の6議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第27、議案第20号から日程第32、議案第25号までの6議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長(貫井孝道君) 議案第20号 平成26年度玉村町一般会計補正予算(第9号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から4億1,711万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を122億5,474万8,000円とさせていただくとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の追加等をさせていただくものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正内容については、年度末ということで全体的には事業費の確定、入札差金及び各種経費の節約等による減額でございますが、一般の寄附金については福祉のために119万1,000円、ふるさと寄附については教育のために24万円をいただきましたので、それぞれの用途に充当させていただく予定であります。また、住宅リフォーム支援事業につきましては、その補助金が不足することが見込まれるため、1,570万円を追加するものでございます。

以上により、財政調整基金からの繰入金は2億円が減額となり、今年度は約12億円を取り崩すこととなる予定でございます。これにより、平成26年度末の財政調整基金残高は約20億円になる見込みでございます。

なお、繰越明許費の追加については、社会保障・税番号制度システム導入に伴うシステム改修費や被災農業者向けの経営体支援事業、道の駅玉村宿建設事業、斉田上之手線や町道220号線の道路改

良事業、橋梁長寿命化修繕事業など、それぞれ今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから、翌年度に繰り越すものでございます。

また、債務負担行為の追加につきましては、花火大会の打ち上げ予定地の変更に伴う電柱移転補償や東部スポーツ広場公園内の遊具の老朽化に伴う入れかえ工事、文化センター周辺土地区画整理事業に伴う遺跡発掘調査業務委託でございます。

地方債の変更につきましては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額でございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第21号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,614万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,988万1,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、繰入金を1,545万7,000円、繰越金を3,380万円、諸収入を2,357万1,000円増額し、国庫支出金を452万1,000円、県支出金を216万4,000円減額するものでございます。

歳出の主なものとしては、一般被保険者療養給付費、療養費、高額療養費が不足により、保険給付費を3,954万7,000円、諸支出金の国返還金を4,976万4,000円増額し、共同事業拠出金を2,316万8,000円減額するものでございます。

議案第22号 平成26年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算の総額から歳入歳出それぞれ450万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,417万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を給付実績等の見込みからそれぞれ増、減額いたします。また、地方債、財政安定化基金貸付金を1,342万1,000円増額いたします。

歳出につきましては、介護サービス等諸費のうち介護サービス給付費365万円を減額、その他諸費、審査支払手数料ですね、これを15万円増額、高額サービス費等を100万円減額するものでございます。

議案第23号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ60万円増額し、歳入歳出それぞれ1,178万4,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、介護予防サービス計画費収入を増額するものでございます。

また、歳出につきましては、介護予防サービス事業費を執行状況の見込みにより増額するものでございます。

議案第24号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,824万6,000円を減額し、総額を14億4,217万7,000円とさせていただきます。

主な補正理由ですが、国の補正予算の成立を受け、新年度で予定していた事業の一部を今年度の事業として計上する必要が生じたこと、事業費の確定等による減額及びこれに伴う起債予定額の変更などでございます。

国の補正予算は、昨年同様経済対策として行われるものですが、今年度は対象事業が防災・安全交付金の雨水対策事業のみとなっています。町の対応としては、新年度に実施予定であった事業の一部を前倒しし、補正予算として計上させていただきます。具体的な事業は、斎田地区、これは滝川3号線でございます、の雨水対策事業で、予算額は2,900万円でございます。

なお、当該事業は年度内の完成が見込めないことから、全額を翌年度に繰り越す予定でございます。

次に、予算科目ごとの増減額についてご説明申し上げます。歳入については、国庫補助金を1,486万円、繰越金を199万4,000円、県補助金を100万円それぞれ増額するとともに、一般会計繰入金を1,700万円、下水道事業債を3,910万円それぞれ減額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道維持管理費を538万6,000円、特定環境保全公共下水道維持管理費を780万9,000円、公共下水道建設費を1,616万2,000円、特定環境保全公共下水道建設費を523万1,000円、利子償還金を365万8,000円それぞれ減額するものでございます。

最後に、繰越明許費ですが、特定環境保全公共下水道建設費について、角淵地区幹線整備事業ほか2事業の総額1億2,093万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第25号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,201万1,000円を減額し、その総額を10億142万4,000円とさせていただきます。

補正の内容といたしましては、平成26年度の事業の文化センター周辺地区の用地買収が完了したことに伴い、事業費確定により減額及び起債の借入額の変更をさせていただきます。

まず、歳入ですが、一般会計からの繰入金を5,101万1,000円の減額とし、町債を100万円減額するものでございます。

歳出の主なものは、土地購入費を4,387万6,000円、移転補償費809万8,000円を減額するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で6議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第27、議案第20号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第9号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 94ページの大規模改修工事中央小学校と、あと96ページの尾瀬学校推進事業について説明願います。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） それでは、三友議員のご質問にお答えいたします。

94ページの大規模改造事業、この減額なのですけれども、設計委託料の入札差金によります減額でございます。

それから、尾瀬学校についてなのですけれども、こちらの金額も尾瀬学校の実施が終わりましたので、確定した金額の残りを減額したという形でございます。よろしくお願いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 大規模改造工事のほうなのですが、26年度予算ですか、そこにはエアコンとバリアフリーとかありましたが、エアコンについては設計はしてあるわけですか。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 中央小のエアコンについては、この大規模改造工事の中に入っております。設計はしてございます。

◇議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） また来年度予算にあると思うのですが、またそれはそれで聞きます。

尾瀬学校についてなのですが、この99万8,000円というのは、借上料がどういうふうになったということなのですか。新年度によると、新年度予算の自動車の借上料はまたかなり多い金額、前年度よりも多い金額になっていて、ここに99万8,000円の減があるのが、ちょっとよく理由がわからないのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 減額になっておりますのは、先ほどご説明したとおり、確定いたしましたので、減額したということでございます。

それから、27年度の関係でふえているということなのですけれども、これについてはバス事故等

の関係がありまして、規制が厳しくなって、運転の数とか距離の関係、それで単価が上がっているということでございますので、27年度は上がっているという形でございます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） これの別表3の債務負担行為のまちなか交流館放課後児童クラブ業務委託料、このところなのですけれども、この前ちょっと聞いたら、あそこの児童クラブを、何かまちなか交流館を急いで有効に使おうという感じがするのですが、ここに業務委託するのに2つの団体が説明会に来たと。それで、1つの団体が説明会に来たけれども、参加しなかったと。だから、残された1つの団体がおのずと委託業者になったという話をちょっと受けたのですけれども、それが事実ですか。事実だろうけれども、何か安直な業務委託のような気がするのですよ。それをもう一度ちょっとお尋ねしたいのです。

◇議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） まちなか交流館の放課後児童クラブの業務委託につきましては、プロポーザル方式によります選考ということで、ことしの1月8日に説明会を行いました。その際には、事業者が説明に来られまして、その後実際申し込みのほうは1月16日までに必要書類を添えて申し込みをするという中で、1社のみの申し込みとなっております。その後、2月の12日にその1社からプレゼンテーションを行っていただきまして、その後を選定委員会を開催いたしまして、その中でこの1社について規定の評点を上回ったということで、NPO法人のおたがいさまのほうに委託をするというような決定をさせていただきました。

◇議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） プロポーザルとかいろいろ言葉は出るのですけれども、プレゼンテーションしたと言うけれども、やはりこれを取り巻く環境がどうもまだ競争的な、競合的な業者といますか、そういうのができていないのがこの町の実態かなとどうもしてしまうのです。これは公契約だから、その公契約にきちんと対応できる実態があるか否かと、そういう状況をまず作り出すということが、2社しか来なくて、2社が説明会に来て、1社が辞退して、その中で決まってしまうというのは、客観的に見てちょっと納得しがたい、安直だなという感じがするのですけれども、その辺はどんな感じで。要するに公契約を担う業者が、これから29年まで契約するわけですけれども、そこに公契約だから、中の人事とか雇用、労働とか、そういったものをちゃんと町が点検できるような状況をやっぱりつくっていく必要が、この問題だけではなくて、常に公契約というのはあると思うのですけれども、特に今回ののは、何回も言うけれども、2つしか来なくて、1つが辞退して、残るものがおの

ずと基準を上回ったから再契約したというのは、ちょっと何か説得力がないのですけれども、その辺はどう考えていますか。

◇議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 今回の応募につきましては、公募による応募ということで県内の社会福祉法人やNPO法人で子育て事業を行っている事業者ということで応募をした中で、2社の説明会に参加と1社のみの申し込みという形になったというふうに考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 県内のと言いました。県内に広く求めてこれしか来ないのでは、ちょっとお寒い状況だよね。県内でこれしか応募がないというのは、これはまた考え直すべきだったのではないかなという気がするのだけれども、どんなものですか、その辺は。これはなってしまったことなのだけれども。今後県内で、要するに玉村町の放課後児童クラブがそれほど魅力がなかったと、逆にとられてしまうかもしれないので、その辺ちょっといろいろ今後考えたほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺どうですか。

◇議長（柳沢浩一君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 募集につきましては、ホームページ等に掲載して募集したということで、もう少し広く募集ができればというふうに考えておりますので、今後は周知の方法も考えていきたいというふうには思っております。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第21号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開します。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第29、議案第22号 平成26年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第23号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）
について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第24号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第25号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。40分に再開をいたします。

午後2時27分休憩

午後2時40分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇

○日程第33 議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算

○日程第34 議案第27号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第35 議案第28号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 3 3、議案第 2 6 号 平成 2 7 年度玉村町一般会計予算から日程第 4 0、議案第 3 3 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計予算までの 8 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 3 3、議案第 2 6 号から日程第 4 0、議案第 3 3 号までの 8 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成 2 7 年度一般会計予算につきましては、先ほどの施政方針の中で述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、予算の概要についてご説明申し上げます。平成 2 7 年度の一般会計予算の総額は、2 年連続して過去最大規模を更新し、対前年度比 5. 2 % 増の 1 1 7 億 2, 0 0 0 万円となりました。

歳出の主な事業としては、まず人口減少に歯どめをかけるための定住促進対策として、文化センター周辺地区の土地区画整理事業を本格的に開始いたします。調査設計業務や造成工事等の経費として 4 億 3, 5 1 7 万 7, 0 0 0 円を計上いたしました。

次に、平成 2 7 年度オープンに向けて準備を進めている道の駅玉村宿ですが、農産物加工所や直売所のほか、公衆トイレや広い駐車場を有しており、定期的なイベントを開催することにより、県内外から積極的に誘客を図り、町の観光資源等の情報発信とともに、農業を初めとする地域産業の活性化を図ります。管理運営経費として 1 億 1, 0 8 6 万 5, 0 0 0 円を計上いたしました。

道路網整備では、東毛広域幹線道路のアクセス道整備として町道 2 2 0 号線や 2 0 7 7 号線、斉田上之手線の整備費のほか、橋梁長寿命化も含めた道路整備費として総額 6 億 6, 2 3 1 万 1, 0 0 0 円を計上しました。

次に、学習環境を改善するための中央小学校大規模改造事業です。この小学校は、建設から既に 3 0 年以上が経過し、老朽化が著しい状況です。そのため、校舎及び体育館の全面的な改修を行うと

ともに、空調設備工事をあわせて行い、学習環境の質的向上も図ります。事業費として7億4,927万7,000円を計上しました。

安心安全まちづくりの推進では、これまで区が設置、管理していた防犯灯を全てLED化し、町で一括管理していきます。そのための調査費及びリース料、電気料で合わせて2,081万7,000円を計上しました。さらに、防犯カメラを新たに4基設置するための経費233万3,000円を計上しました。

最後に、全国的にも有名になりつつある、これはもう既になっていると思います。たまむら花火大会です。東毛広域幹線道路の開通により、これまでの場所では実施できなくなったため、平成27年度から打ち上げ地点を変更して実施をします。そのための経費として2,050万円を計上いたしました。

歳出の目的別内訳については、民生費、農林水産業費、商工費、公債費が減少しましたが、議会費、総務費、土木費、消防費、教育費はそれぞれ増加し、中でも土木費、教育費については大幅に増加いたしました。また、性質別内訳については、扶助費、公債費が減少しましたが、物件費、補助費等、繰出金、普通建設事業費が増加し、中でも普通建設事業費が大幅に増加したことにより、投資的経費の予算総額に対する構成比は対前年度比1.5ポイント上昇し、17.9%となりました。一方、義務的経費の構成比は対前年度比5.3ポイント下降し、39%となりました。

次に、歳入です。軽自動車税については、課税台数がふえたことにより4%増加する見込みです。しかし、法人町民税や固定資産税については減少する見込みであるため、町税全体では2.5%減の43億6,388万8,000円を見込みました。

地方消費税交付金については、税率8%への引き上げに伴う地方消費税の市町村への交付が平年化されることから、33.3%増の5億円を見込みました。

また、地方交付税については、推計の結果、3.3%減の11億9,000万円を見込みました。

使用料及び手数料については、道の駅玉村宿出店利用料の増加により、56.2%増の2億559万円を見込みました。

また、国庫支出金については、中央小学校大規模改造事業に伴う学校施設環境改善交付金などにより12.6%増の13億4,606万7,000円を見込みました。

基金繰入金では、財政調整基金から11億3,000万円、都市計画事業基金から1億4,500万円、協働によるまちづくり基金から150万円、ふるさとまつりや花火大会等に充当するためふるさと創生基金から3,170万円を取り崩して財源確保を図りました。これにより、平成27年度末の基金残高は約24億円程度になる見込みでございます。なお、実質的には貸付金である宅地造成事業特別会計への繰出金約5億3,000万円を加えますと、基金残高は約29億3,000万円となる見込みでございます。

町債については、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を5億600万円、中央小学校大規

模改造事業に3億5,430万円、文化センター周辺の区画整理事業に2億230万円、道路橋梁に1億8,060万円を予定し、町債全体では対前年度比5.5%減の12億4,630万円を見込みました。その結果、一般会計における平成27年度末地方債残高は104億7,850万9,000円となり、平成26年度末に比べ4億6,362万6,000円増加する見込みとなっております。

歳入の性質別内訳については、地方交付税や町債が減少したことにより、依存財源比率は対前年度比1ポイント下降し、44.7%となりました。反対に基金繰入金が増加したことにより自主財源比率は対前年度比1ポイント上昇し、55.3%となりました。

以上が平成27年度一般会計予算の概要でございますが、未来への積極的な投資を行いつつ、引き続き効率的な行財政運営に努めていく所存でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議案第27号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ42億1,747万6,000円とさせていただきます。前年度当初予算に対し17.7%増の予算となっております。

増額になる主な要因といたしましては、県内の市町村国民健康保険間で財政安定化を図るための保険財政共同安定化事業の交付金及び拠出金が、歳入歳出とも4億7,115万1,000円の増額となります。

また、歳入においては、保険税が1億3,906万9,000円、保険基盤安定繰入金が4,165万7,000円の増加となっております。

歳出については、保険給付費を1億1,612万2,000円、予備費を4,000万円の増額としております。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税が10億368万5,000円、国庫支出金が8億9,361万8,000円、療養給付費等交付金が1億7,386万9,000円、前期高齢者交付金が8億4,692万1,000円、県支出金が2億1,979万2,000円、共同事業交付金が8億7,885万円、一般会計繰入金が1億9,892万6,000円であります。

歳出の主なものとして、保険給付費が24億6,559万5,000円、後期高齢者支援金等が5億3,247万9,000円、介護納付金が2億2,361万4,000円、共同事業拠出金が8億7,885万4,000円、保健事業費が4,354万7,000円であります。

1人当たり医療費については増加傾向にありますので、さらなる保険税の値上げを行わないためにも、医療費抑制の取り組みは必要不可欠なものと考えております。主な取り組みの一つとして、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。生活習慣病を予防し、その他の疾病への進展や重症化を防ぎ、生活習慣を改善することで、先々の医療費の抑制につながるものと考えております。受診者は少しずつ増加してきておりますが、実施計画の目標値を達成することはできていません。今後も医療費の抑制を図り、収納対策に力を入れ、収納率を向上させることにより、健全運営に努めてまいります。

す。

議案第28号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,826万3,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し2.4%の増であります。これは、制度加入者の増加により、後期高齢者医療保険料と基盤安定繰入金の歳入が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料で1億8,045万6,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金4,944万7,000円、受託事業収入1,221万8,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金2億2,990万5,000円、健康診査等事業費1,295万9,000円であります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付をいたします。群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら円滑な運営を図るための努力をしてみたいと思っております。

議案第29号 平成27年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ22億615万円と定めるものでございます。

高齢者人口の増加、家族形態の変化等により、要介護、要支援認定者もふえ、サービスを必要とする人、またサービスを提供する事業所もふえております。制度開始以来、介護サービスの給付額が年々ふえ続け、介護保険料も高騰を続けております。全体としては、前年度対比8.8%の増となっております。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げます。第1号被保険者保険料5億6,380万円、これは65歳以上で約7,500人ございます。国庫支出金4億3,872万4,000円、支払基金交付金5億9,826万2,000円、県支出金3億432万8,000円、繰入金3億101万7,000円でございます。

続きまして、歳出です。総務費が2,750万円、介護サービス等諸費21億3,055万9,000円、前年度対比7.5%の増加でございます。

地域支援事業費が1,728万2,000円、これは前年度対比20.6%の増加です。

介護サービス給付費の要介護者への介護サービス給付費分では19億1,210万4,000円、これは前年度対比6.9%の増です。この現在の受給者数は約850人でございます。

要支援者の介護予防サービス等諸費は1億770万3,000円、対前年度比25.2%の増加です。受給者数は約220人でございます。

特定入所者介護サービス等費は7,130万2,000円、前年対比3.6%の増加です。この受

給者は約200人でございます。

その他諸費、審査支払手数料分として180万円、高額サービス費等は3,765万円、これは1カ月約300人でございます。介護サービス等諸費の内訳として、主なものは居宅介護サービス給付費、これは訪問介護と通所介護等でございます。約600人で9億9,000万円、対前年比14.2%の増加でございます。

次に、施設介護サービス給付費、これは特別養護老人ホーム、老人保健施設等でございます。約200人でございます。6億3,000万円。

平成27年度から第6期事業計画が始まります。医療技術や介護の進歩、発展等もあり、長寿社会が実現をしています。高齢者の増加または要介護者の増加、重度、長期化、家庭環境等にもより、給付費がふえ続けることが予想されております。サービスを使えば保険料も必要となり、介護サービス給付を維持するため、増額の改定となっております。今後も高齢者の増加に伴う増加が見込まれております。一人一人の健康維持と適正、効率的な給付により、高齢者の負担が過度とならないような抑制の工夫、施策が求められております。健康づくり、居場所づくり事業等を通じ、介護予防の重要性を再認識し、介護給付費の増加をできる限り抑え、信頼と安心のおける持続可能な皆で支え合える制度となるよう、地域包括ケアの構築とともに、介護給付費の適正化等に努めてまいりたいと考えております。

議案第30号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1,339万5,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援1、2と認定された方に対してケアプランを作成する介護予防サービス計画費収入1,074万6,000円、一般会計繰入金264万7,000円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものといたしましては、介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など総務管理費として711万4,000円、予防給付プラン作成委託料であります介護予防サービス事業費が618万円でございます。

議案第31号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,200万円とさせていただくものでございます。

予算の総額は、前年度当初予算に対し9.5%増となっております。これは、過去2年が国の大型補正の影響で当初予算額が大幅に減少していたためで、大型補正の影響を受けなかった平成24年度と比較すると若干の増額にとどまっております。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道、これは県央処理区でございます。の流総計画に基づき実施しているところでございますが、今年度は平成23年度からの5カ年計画の最終年度と

なります。既に認可を受けている区域の整備を進めるとともに、約110ヘクタールの未認可区域のほか、文化センター周辺及び道の駅を下水道区域に編入するため、変更認可設計を行います。

主な建設事業としては、汚水事業では下新田地区、福島地区、斎田地区、板井地区、川井地区、下之宮地区、箱石地区、南玉地区及び飯倉地区の管渠築造工事を実施するとともに、五料地区の実施設計を行います。また、雨水対策事業では、国道354号未利用地の管渠新設工事を実施いたします。公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費節減など、引き続き経営の健全化に努めまいります。

議案第32号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ705万円とさせていただくものであります。

予算の内容としては、平成26年度に借入れを行った起債の利子を支払うための予算となります。

歳入としては、一般会計の繰入金となり、歳出では用地買収のために借り入れた起債の利子償還金であります。

現在文化センター周辺地区につきましては、平成26年度に用地取得が完了し、その後土地区画整理事業計画の認可を受け、平成27年度は土地区画整理事業を施行し、早期完了を目指します。

なお、平成28年、29年度には、土地の速やかな売却ができるよう進めてまいります。

議案第33号 平成27年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、平成27年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,600件、年間総配水量を489万8,000立方メートルとし、当初予算を作成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億8,047万5,000円を計上いたします。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億4,965万1,000円、営業外収益が3,082万3,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億5,541万5,000円と予定いたしました。その主なものは、営業費用の5億86万4,000円、借入金利子等の営業外費用が4,895万1,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては1億9,000万1,000円を計上いたしました。その主なものは、企業債が1億9,000万円でございます。

続いて、支出は3億2,465万4,000円と予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億1,188万円と企業債償還金の1億1,073万9,000円でございます。建設改良費の内訳は、管網整備工事費の2億円と設計委託料の1,188万円でございます。なお、資本的収支において不足する1億3,241万7,000円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び減債積立金で補填する予定であります。

第5条で、配水施設等更新調査業務委託の債務負担行為限度額を1,967万3,000円と定め、第6条では企業債の限度額を1億9,000万円と定め、第7条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を3,574万2,000円、交際費を1万円と定め、第9条ではたな卸資産購入限度額を219万8,000円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

以上です。よろしくご審議の上、お願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第33、議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 今年度の予算の中でちょっと気になるところといいますと、基金の現在残高の推移をちょっと見ますと、今まで大体40億円を超える基金がずっと10年間、努力があってやっていったところ、大型予算ということで昨年とことししたことで、この基金のほうは24億円という形で、ほとんど3分の1減って、また3分の1減ってということで、一時期の半分ぐらいになるという形になっています。いろんな形で財政の硬直化等も進んでいるという状況の中で、基金の今のこの残高、ことしの予算での残高のそれに対する評価と、今後の行政をしていく上での方向性を、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） まず、基金の残高の状況であります。まず平成26年度の末で、先ほどご議決いただきました補正予算2億円を基金に戻すという形があります。そうしますと、財調の積立金が平成26年度末で約19億6,000万円ほどになります。25年度末が31億円あったものが、約12億円、26年度で取り崩したということになります。

これから決算を、平成26年度の決算が5月で出納整理期間が終わりになるわけなのですが、その中の繰越金が当然一般会計のほうも出ます。その一般会計の2分の1以上を財政調整基金のほうに積むという、地方財政法のほうで決まりがありますので、その額次第にはなるのですが、約4億円の繰越金があると見て、約2億円程度はまた積めるのではないかなというふうな考えを持っておりまして、大体20億円に2億円で22億円になるわけなのですが、当初予算のほうで先ほど説明しました

とおり、11億3,000万円取り崩すということになっておりますので、それを引き算してみますと、残りは約10億円程度というふうになっていきます。

財調のほうは極端にこれから崩していってしまうと、非常に財政が硬直化といいますか、突発的な事業に対しての手だてという部分がなかなかないものですから、その辺は非常に心配される場所があります。ただ、財調は積んでおくことだけが美德でも何でもありませんので、これからのぜひ玉村町の飛躍する予算としまして積極的にこれを活用して、締められるところは締めていって、こういう必要な時期につきましては投資していくということが必要ではないかというふうに思っております。これがいつまでも続くとは思っておりませんので、財政としましてはこれから各課といろいろ協議しながら、切り詰めていくものについては切り詰めていくというスタンスをしっかりとって、財政運営のほうを行っていきたいというふうに思っています。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 26年度、27年度と基金を使いました。この理由は、今一番の問題となっております地方創生の中の人口減少をどう食い止めるかということで、まず玉村町として定住促進をしよう、定住促進を図るということで大きな事業を始めたわけでございます。そのために今回基金を使って、その対応をしてきたということが、この基金が大幅に減った原因でございまして、こういうものが一段落すれば、また反転攻勢ということで基金を増加させていく。例えば文化センターの前の造成でございましてけれども、これから売り始めれば戻ってくるということでございまして、道の駅等もたくさんの基金を使い、資金を使ってスタートするわけでございましてけれども、これによって玉村町のいろんな面のプラス要因をこの中から取り出していくと。そして、今までの玉村町ではない、新しい玉村町をつくり出していくということで大きな目的がありますので、その辺でこの基金を今回は大幅に使ったということで理解をしていただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 当然積極的に財政を組むというのは非常にいいことかなと思うのですが、一応今後のあれでいくと、前に役場周辺の開発の関係とかで福祉会館とか世代交流多目的施設とか、そういう大きなものも予定、いつになるかわからないですが、そういうのも目に入ってきておりますね。そうすると、またお金が随分かかるのではないかなということもあります。

それで、評価という言い方をしたのは、玉村町とすればこの何年間の間のときにこの財調がおよそ幾らぐらいのところを切ってしまうとまずいとか、これ上限があればいいのしょうけれども、どの辺のところか、とりあえず柔軟性だとかそういうのを考えたときにいいところなのかなというのがもしありましたら、教えていただければと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 財政調整基金につきましては、あればあるほどいいわけでありまして、それにこしたことはないのですが、今の段階で何とか10億円程度は置いておいたほうが、いろんな事業に対する対応がうまくいくのではないかと今考えているところであります。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 歳入で町税が2.5%減っていますね。これの主な要因はどのようなところですか。

◇議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

◇税務課長（月田昌秀君） 1つは固定資産税でございます。平成27年度は3年に1度の評価がえの年でございます。土地につきまして下落傾向に毎年ありましたので、毎年その修正はしておりましたが、27年度におきましても幾らか緩やかにはなっていますが、下落傾向。そんなこともありまして、固定資産税も下がっております。土地、家屋も新築がそれほど、前年並みということもありまして、伸びていないということもあります。償却資産につきましても、やっぱり減価償却で、設備投資もあるでしょうけれども、まだ結果が出ていないので、何ともその辺が読みが難しいところなのですけれども、それほどということで、固定資産税が減額されるというふうに見込んでおります。

それと、法人町民税です。税制改正で減税になったということも見込みまして、15%の減を見ております。そんなところをその辺総合しまして、約2.5%の減を見込まざるを得ないかなというふうに推測させていただきました。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 法人税については、町内にある企業で26年度、倒産したのは何件ぐらいあるのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時19分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 特に大きな倒産という把握はしてございません。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 歳出について質問してもよろしいですか。

◇議長（柳沢浩一君） はい。

◇9番（町田宗宏君） 3点ほど質問しますが、まず目的別です。農林水産業費が57.7%減になっていますが、その理由。

それから、土木費が47.2%増になっています。その主な理由。

それから、性質別では物件費が8.9%増になっていますが、この内訳はどんなものでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 農林水産業費につきましては、道の駅の建設事業で26年度でざっと5億円ぐらいあったものがぐんと減った関係だと思えます。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 土木費でふえている原因というのが、27年度から文化センター周辺の区画整理事業を一般会計のほうで始めますので、その事業費等がふえているというふうに思っています。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 平成27年度の玉村町の予算の参考資料のほうをよく見ていただくと、その辺の内容も詳しく書いてあると思いますが、主に補助費とかそういう部分が多く出ていると思います。例えば道の駅がこれから始まります。そこのほうの補助費として1億円以上の計上をさせてもらっております。そういうものが中心で、物件費のほうが伸びているというふうに考えています。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 今年度の予算は大分ハード面の整備にお金、予算が向けられていまして、ハードの面では大分これからのいい町ができていくのかなと思いますが、町長のさっきの方針の中で持続的な町の発展につながるような施策を考えていくということで、これから超高齢化社会、本当に高齢者の対策をしていかななくてははいけない。介護保険も上がるということで、高齢者に対して今回の予

算の中で町長が一番持続的な町の発展につながるような対策をとっていかうという、これからの将来に向けての施策が考えられていたかどうか、町長にお伺いします。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） やはりきょうのいろんな場面で介護費が非常に高くなっていくということで、天井知らずで上がっていくだろうと予想されるわけでございます。

そういう中で、健康寿命をいかに延ばすかという。今までは寿命を延ばすということで、ただ寿命を延ばすのではなくて、健康寿命をいかに延ばすかということでございます。そういう中、町としてはいろんな施策をとってきたのですけれども、今一番力を入れているのは居場所づくりでございます。居場所づくり、そして特にその中で私は長寿社会の中ですから、長寿会をもっと充実していきたいなと思っています。これが充実していないと、今ちょっと弱体化しているというのが現状でございますので、この辺をことしの27年度の大きな課題として、長寿会を活発化させるということと、それにあわせて各地区、全地域に居場所づくりを進めていくと。元気な高齢者をつくるということが一番大きな、これをしないともう町の財政はなっていくかなくなるのではないかなと考えております。

多分居場所づくりについては、非常に当町は担当が非常に一生懸命やってくれておりまして、町村では恐らくトップぐらいの居場所づくりができていますけれども、これをもっともっとうちの居場所づくりの担当は群馬大学に呼ばれたり、県に呼ばれたりして講演会にも顔を出しているぐらいの一生懸命やってくれていますので、これをもっともっと玉村町として伸ばしていくのが、今年度の大きな、この予算の中のテーマかなと考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 健康寿命を延ばす。これ一般質問でこのところをやっていきたいと思いますので、またしっかり聞いていきたいと思ひます。

それから、5ページの寄附金です。これはふるさと基金だと思ひますので、この2,400万円の根拠を教えてください。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 根拠と申しましても、正確に予想が立てられるものではありません、寄附ですので。ただ、今年度より多く予算を計上しているということの中では、先ほど町長のほうもお話したかと思ひますが、要するに今のふるさと寄附の見返りではないのですけれども、いろいろな市町村の中で各市町村のものを特産品等を出して、ふるさと寄附のほうをお願いしているという状況のほうで、非常に各市町村いろんなところでちょっと過度になり過ぎているかなという部分もありますけれども、そのような競争をしているというふうなところもあります。テレビでもNHK等でも

やっておりましたのを見たかとも思うのですけれども、それを当町におきましてもただ見ているだけでは、やはりほかの市町村におくれをとってしまうというところがありますので、寄附の約3割程度までは特産品のほうをお送りして、その辺のふるさと寄附のほうを今年度の額よりも相当かなり多く見ていると思うのですけれども、寄附のほうをいただけるのではないかというふうに思います。それから、カード決済のほうも寄附のほうを行うということも町長のほうからお話があったと思うのですけれども、そういうこともやりますし、いろんな面において寄附のしやすさ、それから物の特産品のいいものをお送りして、寄附のほうをたくさんいただきたいというふうに考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 根拠とは、26年度どのくらいだったかをちょっと聞いてみたかったですけれども、26年度どのくらい寄附があったのかと。あと、寄附を出したのはどのくらいあるのかというのはわかりませんか。玉村町が寄附がどのくらい出ていっているのかなという。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 26年度、まだ終わっていませんので、どんどん今寄附が来ている状況であります。まだまだ来ています。2月の現在で集計しましたところ、320万円ほどあったと思います。それで、内容につきましてはまだ主に今食肉市場の肉のほうを寄附額の約1割から3割の範囲で送っております。それを先ほども申し上げたとおり、27年度につきましては全体を3割程度までその辺を上げて、寄附のほうを多くいただきたいというふうに考えております。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第34、議案第27号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第35、議案第28号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括

質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第36、議案第29号 平成27年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第37、議案第30号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第38、議案第31号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第39、議案第32号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第40、議案第33号 平成27年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これをもって、平成27年度玉村町一般会計予算ほか7会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算から議案第33号 平成27年度玉村町水道事業会計予算までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第33号までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



○日程第41 議案第34号 工事請負変更契約の締結について（たまむら道の駅（仮称）建設工事）

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第41、議案第34号 工事請負変更契約の締結について（たまむら道の駅（仮称）建設工事）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長（貫井孝道君） 議案第34号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

たまむら道の駅（仮称）建設工事につきましては、平成26年7月9日に議会の議決を経て、玉村町大字福島45番地の2、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長、小林多恵夫が、消費税込み2億6,460万円で契約しております。

本工事は、道の駅本体建物の建築工事でございます。変更理由といたしましては、建設工事と並行して進めておりました出店者及び関係機関との協議の中で、商品などの陳列方法や保存方法、器具のレイアウトなど利用者の視点から再検討した結果、設備品等の変更及び追加が生じました。このことにより、変更増金額が3,274万5,600円、うち消費税242万5,600円となり、変更後の契約金額は2億9,734万5,600円、そのうち消費税が2,202万5,600円となりました。

平成27年2月20日に建設工事変更請負仮契約を締結いたしました。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） ただいま町長のほうからある程度の説明を受けたのですが、これを見ますと本体のほう当初は2億6,000万円で受けたと。そうしたところ、いろいろな陳列の方法、それと設備の方法で、前にも言ったとおり、この請負金額から見ますと1割以上の増加だということで、これ正直な話、設計コンサルタントがたしか入っていると思うのですけれども、その点はどこへ頼んだのだから、ちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） ユイ建築工房というところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そこは、やはりこういうものに対しての経験度は持っているのですか。ということは、経験があるかないかで、やっぱりこういうことが起きてしまうと、非常に正直な話、これ5%ぐらいだったらどこでも許せるのですけれども、やはり1億円を超えてしまうと、はっきり言って専門ではなくなってしまうのです。素人になってしまうのです。その点はいかがなものかと。いか

がなものと言っても、出てしまったものなのだから、これしようがないのだけれども。

いろいろこれを見ていくと、これみんなわかり切っていることなのですね、設備のことからこれを見ていきますと。だから、この辺がただどかんと建屋をつくってしまって、その中で半分に切ってしまって、それでいいやと。そんな方法でやったら、最初たしかコンサルティングを頼んでやるから大丈夫だということで、あのときはたしか700万円ぐらいのコンサルト料がついていたような気がするのです。これはちょっと高いぞということで半分以下にした経緯があるのですけれども、その点は反省していますか、町としては。任命責任、今のはやりの。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 反省といたしますか、結局最初に利用者の意見というのが余り入っていなかったという点については、もちろん反省をしております。最初の段階でかなりの議論が必要であったというのは事実だと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうなのですね。当初いろいろ聞いて、言いわけを聞きますと、肉のケースが違ってしまったとか言っているけれども、それ自体はそんな大きな金額ではないのですけれども、はっきり言って肉の駅ですね、食肉が入るということは当初からわかっていたわけです。だから、その辺がやはり研究が足らなかったと、申しわけないのですけれども。その辺があるので、今後やってしまったことだからもうしようがないのだし、建築もあそこまで9分どおりいっているし、それなので、今後はこのようなことがないように、町としていろんなものをやる場合に、設計予算から1割以上飛び出たら指名停止。いや、本当なのですよ。そのくらいのことをやらないと、これは誰でもできるなということになってしまう。今正直な話、皆さん知っているか知らないけれども、3Dのプリンターがあるぐらいだから、素人でも何でもできる時代になったのですよ。だから、その辺もやっぱりプロならプロらしく、もっとちゃんと意見を聞いてやっていただきたいと。そうでなくも、こういうことが出ると、町民が何だこれはとになってしまうのですよ。変な話、もう電話かかってきて、いろんな人が聞いて、いろんなことになると、どこか行ってしまったのではないか、幾千かと。こうなってしまう話になるので、なるべく疑惑の持たれない方法でやっていただきたいということは、それなりのプロのコンサルティングを使ってもらいたいということです。はっきり言って、やはりかかるということは、疑惑のもとになります。その辺をひとつよろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 答弁はいいかな。

◇4番（笠原則孝君） 答弁はやりようがないでしょう。

◇議長（柳沢浩一君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 笠原議員が今言ったことにつながるのですけれども、私もこれ設計の段階で瑕疵があったのか、それとも設計は万全ではないにしても、まあまあの仕様書が出たのか。というと、建築受注業者が受注金額のミスがあったのか。私は設計業者に瑕疵があったのか、建築業者のほうに瑕疵があるのか。やっぱりそこら辺の責任の明確さというのですか、そこら辺はやっぱりこの際はつきりさせたほうが私はいいと思うのですけれども、町長、どうですか。

◇議長（柳沢浩一君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 先ほど経済産業課長からも話があったかと思うのですけれども、最初委託するときの内容が、町の計画がちょっと浅かったということにあると思います。ですから、実際の話、先ほど笠原議員からも話がありましたけれども、肉の駅で食肉が出るのだったら、もう少しどのようなものを使うのかというものはつきり精査しながらやっていけばよかったですでしょうけれども、大体聞いたところによれば、平積みのショーケースだとか、そういうことでいいのではないかというもとで発注した段階が、ちょっと町として手落ちがあったのではないかということでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 平積みだ、何積みだはいいのですけれども、道の駅の直売があったり、いろんな売り物がある。それは玉村町に限らず、どこの道の駅でもそういうものがあって、レストランとか厨房があって。多かれ少なかれ、細かい受注業者が決まっていなくても、いずれにしてもどこかにこういう受注業者が、またこういう配管が必要だとか、何が必要だとか。それは大ざっぱには、私は多分仕様書の段階で把握できなくてはいけないと思うのです。それで、事業者が決まってから配置がえがあって、それはしかるべきなので。ですから、町が発注するときの仕様書が少し舌つ足らずというか、あったのか。また、設計業者がそこら辺をもう少し全体の道の駅だとか、そういうのを研究したときにはこういうものも必要だというのを少し計算するのが足りなかったか。やっぱりそこら辺は今後、笠原議員も言いましたけれども、今後のことについても当然いろんな問題が係ってくると思うので、私はこのまま予算の上限がないからいいやではなくて、私の希望としては、いずれにしてもどこに瑕疵があったのか、町の発注というか、町の段階でミスがあったのか、設計の段階でミスがあったのか、建築業者が見積単価が少なかったのか。やっぱりその3つのところにどこか、私に言わせればミスがあったのではないか。そんなふうに私は思うのです。そこら辺、何か今後対策というか、考える気持ちはありますか、ないですか。

◇議長（柳沢浩一君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 齊藤議員おっしゃることはもっともだと思います。町としてもここまで来て、今からというのなかなか難しい話ですけれども、今後の話なのですけれども、極端な話を言い

ますと、何年に仕上げなくてはならないというものであっても、はっきり内容が精査できないものについては繰り延べるぐらいの決断を持って当たっていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第４２ 議案第３５号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第４２、議案第３５号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第３５号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合の規約変更について、別紙のとおり組合組織団体間において協議の上、定めることになっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の概要につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で構成している東毛広域市町村圏振興整備組合が、平成２７年３月３１日限りで任意解散することに伴い、組合組織団体及び共同処理事務に関する別表の改

正を行うものでございます。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第43 議案第36号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第43、議案第36号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務の委託に関する協議について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第36号 玉村町と伊勢崎市との間における消防事務委託に関する協議について提案説明を申し上げます。

本案につきましては、消防に関する事務等を伊勢崎市に委託することに伴い、地方自治法第253条の規定により、伊勢崎市と協議することについて議決を求めるものでございます。

消防事務につきましては、市町村合併による伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合の解散に伴い、平成17年1月1日から新伊勢崎市に委託をしてきました。本年3月31日をもって委託の期間が終

了することから、引き続き伊勢崎市に委託したいと考えております。

協議の概要を申し上げますと、委託する業務内容についてはこれまでどおりとしていますが、委託料を算出するための経費の案分方法が変更になります。これまで人口により案分していましたが、新たな委託では地方交付税法により算出された消防費の基準財政需要額を基準に算定することになっています。また、合併した市町村の交付税算定について、平成26年度以降5年程度の期間で見直しが行われることから、契約期間については5年間として、国の動向に柔軟に対応できるようにいたします。

ご審議の上、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第44 議案第37号 町道路線の廃止について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第44、議案第37号 町道路線の廃止について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第37号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成26年度道路台帳補正における廃止に係るものでございます。

主な内容は、東毛広域幹線道路建設に伴い、県管理地に取り込まれた町道部の起点、終点を変更す

るために廃止するもののほか、斉田上之手線の延伸に伴い、斉田上之手線及び隣接町道の起点、終点を変更するために廃止するものがございます。路線数は5路線、延長3,280.28メートルとなっております。

ご審議の上、よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今東毛広域幹線道路で要するに遮断されるわけですね。それが5路線あると言ったのだけれども、その5路線をちょっと説明していただけますか。申しわけないのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） それでは、5路線、どんな路線かということで、裏についています図面を見ていただきますと、まず最初に0212号線です。これは、南玉の錦野団地からずっと工業団地に抜ける、箱石を通過して工業団地に抜ける路線です。これが錦野団地のすぐ南で広幹道が来ますので、これが廃止して、次のものですが、広幹道部分を除いて再認定をさせていただくというような格好になります。

次の図面でございます。2073号線でございます。これは、玉小の北側を通過して給食センターの間を抜ける線でございます。これが1路線になってございました。今度は斉田上之手線が完成するに当たり、この玉村小学校と学校給食センターの間が斉田上之手線とダブってしまいますので、それを除くためにとりあえず一回ここで廃止をさせていただくということでございます。

続きまして、2125号線でございます。こちらは2125号線につきましては、今まで花火を上げていたところの農道でございます。南玉からずっと上飯島へ抜ける線ですか。この線でございますが、このやはりちょうど真ん中あたりで広幹道が来ますので、この部分を抜くために2125号線をまず一時廃止をさせていただくというようなことでございます。

続きまして、2145号線でございます。これもやはり南玉地内でございますが、錦野ニュー団地の南側ということで、すぐ南側に広幹道が走ってございますので、これも一時、一回廃止をさせていただいて、また38号のほうで再認定をさせていただくと。広幹道部分を除いて再認定させていただくというような格好でございます。

最後、2323号線でございます。これは、学校給食センターと玉小の間、先ほどもあったのですが、先ほどにつきましてはまだ全線廃止をしていなかったということで、2323号線というのは新たに斉田上之手線としてこの区間だけ今ダブルでちょうどこの道が通っているような格好になってい

ますので、今回この2323号線をもっと北まで延ばさせていただくということで、まず一時廃止をさせていただいて、また38号で再認定をしていただくというような格好で、今回この路線を廃止させていただくということでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第45 議案第38号 町道路線の認定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第45、議案第38号 町道路線の認定について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第38号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成26年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、東毛広域幹線道路建設に伴い、周辺の機能復旧道路として建設された道路の新規認定のほか、議案第37号で廃止する5路線を再認定並びに分譲住宅地の開発行為により整備した道路の所有権を玉村町に帰属した道路の路線認定をするものでございます。今回の認定路線数は8路線、延長3,763.41メートルとなっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第46 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第46、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第1号で推薦させていただきました高橋詔一氏におかれましては、人権擁護委員として平成21年7月1日より2期にわたりご活躍いただいております。本年6月30日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、ご活躍いただきたく推薦するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。



○散 会

◇議長（柳沢浩一君） 次に、議事の都合により、3月4日から3月11日までの8日間、休会いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、3月12日は午前9時までに議場へ参集願います。

大変ご苦勞さまでした。

午後4時散会